

2013年8月23日 全69頁

SNAで見た近年の財政

我が国財政の総合的・整合的把握

調査本部 主席研究員 市川正樹

[要約]

- 財政状況の分析には通常、予算書・決算書等が使用されるが、必ずしも分析のために作られているものではなく、本稿は敢えてSNA統計中心に近年の財政の動向を分析する 試みである。
- その結果、まず、一般政府を見ると、支出面では、社会保障給付は高齢者人口の増加に 伴い増加を続けてきた一方、1990 年代半ば以降は、総固定資本形成の大幅減や、低金 利による財産所得の支払(利子の支払)の減少等により、支出の減少がもたらされた。 しかし、2000 年代後半以降は、こうした支出減要因が弱まり、リーマン・ショック以 降は総固定資本形成も増加に転じたことなどから、支出は再び増加を続けた。
- 一方、収入は 1990 年代に入ってから支出を下回るようになり、1998 年頃からの賃金・ 俸給の低迷に伴う強制的社会負担の低迷、同じく 1998 年頃からの名目GDPの低迷に 伴う生産・輸入品に課される税の低迷、所得・富等に課される経常税の 1990 年代に入 ってからの減税等による減少などにより収入は低迷を続け、大幅な財政赤字は継続した。 なお、強制的社会負担の低迷や家計の納める所得・富等に課される経常税の低下には、 生産年齢人口の減少は殆ど影響していない。
- この結果、負債残高は累増を続けた。残高は、価格変動等によって影響を受ける部分も 大きい。
- 社会保障関係を除く財政収支は最近は黒字になる時期もあったものの、社会保障関係は 赤字の拡大が続いている。これが中央政府・地方政府からの移転により埋められている ものの、その財源は税収では足りず公債金等で賄われ、国債・財融債と国庫短期証券で 債務残高の4分の3を占める。
- 部門別に見ると、中央政府は、税を主な収入として、他部門への移転や債務の利払いが 支出の多くを占め、全体調整的な色彩が濃い。地方政府及び社会保障基金への移転前で は大幅な黒字であるが、移転後では大幅な赤字が続いている。債務残高も突出している。
- 地方政府は、税収に加えて中央政府からの移転収入を得ながら、社会保障以外の最終的 政府支出の主な主体となっている。中央政府からの移転(及び社会保障基金への移転)

前では、大幅な赤字が続いているが、移転後では最近は黒字である。

- 社会保障基金は、高齢者数の増加に伴い支出が大きな増加を続ける一方、強制的社会負担収入や財産所得がこれに追い付かず、中央政府や地方政府からの経常移転等により賄っている姿となっている。中央政府・地方政府からの移転前では、1990年代初めまではほぼ収支均衡していたが、それ以降、徐々に赤字幅が拡大している。移転後では、2000年度ころまでは黒字であったが、近年は赤字基調となっている。
- 今後については社会保障が最大の問題である。65歳以上人口は、2016年度までは2%を超える増加を示すが、その後、増加率は急速に落ちていき、殆ど増加しなくなり、2043年度以降は減少に転ずると予測されている。一方、生産年齢人口は、将来は基本的には1%を超えるスピードで減少すると予測されている。こうした中、強制的社会負担のみでの収支均衡は、一層の給付総額抑制とともに、生産年齢人口一人当たり給与・俸給が2%程度は増加を続ければいずれは達成可能である。しかし、強制的社会負担で賄えなかった分は、中央・地方政府からの移転等によって一部賄われるにしても、収支均衡までは累積し、結果として一般政府全体の債務残高は増大を続けるおそれがある。
- 一方、社会保障基金への純移転元である中央・地方政府を見ると、最近は、社会保障以外の部分のプライマリー・バランスの黒字もほぼなくなる一方、社会保障基金への純移転によるプライマリー・バランスの赤字は基本的に拡大を続け、結果として国・地方のプライマリー・バランスも大幅な赤字となっている。2011 年度のプライマリー・バランスを 2015 年度までに半減するとの政府目標は、消費税率が 5%引き上げられれば達成される可能性はあるが、2020 年度に黒字化との目標達成は、このままでは絶望的である。
- このように、SNA統計により分析することにより、我が国財政を総合的・整合的に見ることが可能である。

1. はじめに

財政状況の分析には、通常、予算書・決算書などが使用されるが、膨大かつ専門的であり、 必ずしも分析のために作られているものではないため、一般には分かりにくいきらいがある。 また、地方公共団体分は総務省による集計等があるものの膨大かつ複雑である。更に、国の一 般会計と特別会計間や、国と地方との間のやりとりも極めて複雑なものとなっている。こうし たことから、マクロ経済情勢と合わせた我が国財政全体の分析も行いにくい。

一方、国連等の基準であるSNAに沿って、財政を含めて国民経済計算がまとめられている。 SNA統計では、国と様々な地方公共団体の全体をひとまとめにして一般政府として整合的に 計数が作られている。また、GDP等との整合性があり経済全般と絡めた分析も行いやすい。 さらに全体の一般政府は、中央政府、地方政府、社会保障基金の3部門に分割され、その間の やりとりの数字も示されており、重複なく全体を把握できる。特に、今後の財政で大きな問題



となる社会保障分野が社会保障基金として切り離されており、分析も容易である。また、本稿では行わないが、国際基準に沿っているため、国際比較も行いやすい。更に、SNA統計は、国に関しては、決算書の「目」につけられた経済性質別分類コードをベースに集計されており、決算書や予算書等と結びつけた詳細な分析も必要に応じ可能である(注¹)。

本稿では、以上のような分析上のメリットを有するSNA統計を用いて、経済社会状況と絡めた分析を含め、近年の財政状況を見たものである。SNA統計を基本としているが、適宜、その他財政データ等で若干補足しているところもある。このようにSNA統計を中心に用いて財政を分析した例は少なく、今回は、そのひとつの試みである。また、SNAにおける財政の扱いも決して広く知られているとは言えないことから、SNAの財政面の解説もかなり盛り込んでいる。

なお、SNA統計では数年に 1 回基準改定が行われるが、本稿では、比較的古い時期まで遡ることができ、したがって経緯や動向の分析が行いやすい 2000 年基準の統計を基本的に用いている。利用可能なデータ期間は、1980 年度から 2009 年度までである。一方、最新の 2005 年基準による統計は、2005 年度までしか遡れないデータも多い。しかし、最新の 2011 年度のデータを使用することが可能であるため、最新時点の状況の分析などには 2005 年基準による 2011 年度のデータを用いることとする。なお、SNA統計は、決算書等を用いて推計されることから、対象年度終了から公表までかなりのラグがある。現時点では、最新のデータでも 2011 年度であるため、例えば、大震災による影響や、リーマン・ショックからの回復過程の全体などが必ずしも考慮に入れられないという制約はある。

一方、SNA統計では独自に政府の範囲が定められているが、その解説については、例えば、当社「経済の広場 経済指標を見るための基礎知識 第 6 回 GDP統計(その 3) コンポーネント毎の解説:公需・外需」(注 2)を参照されたい。また、SNA統計を用いた財政の簡単なトピックスも当社「経済の広場 経済指標を見るための基礎知識 第 7 回 GDP統計(その 4) 確報による中長期的分析」(注 3)で解説されているので、必要に応じ参照されたい。

また、一般政府の3部門については、最終支出主体主義が取られており、購入された財貨・サービスの帰属する主体を区分する方法としては、最終的な購入者によって行われることにも留意が必要である。例えば、地方政府が中央政府から4分の1の国庫補助を受けて道路建設を行った場合には、4分の1の国庫補助は中央政府から地方政府への資本移転として計上されたうえで、全額が地方政府の総固定資本形成となる。

最後に、政府の目標とされる「国・地方のプライマリー・バランス」(注 4) や内閣府によっ

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2013/2013_basicpolicies.pdf



¹ 決算書と予算書では、科目別内訳の表等において各目に付された 11 ケタの数字のうち 2 ケタが経済性質別分類を示すコードとなっている。このコードがついた決算書や予算書は財務省サイトで公開されている。具体的なコード一覧については、本文末の参考図表(図表 5 9)を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/place/indicator/20130124_006710.html

http://www.dir.co.jp/research/report/place/indicator/20130131_006744.html

⁴ 例えば、「経済財政運営と改革の基本方針について」(平成25年6月14日閣議決定)、いわゆる骨太の方針を参照。

て示される「経済財政の中期試算」(注 5) では、①中央政府及び地方政府を対象としており社会保障基金は含まれていない、②交付税及び譲与税配付金特別会計はSNA統計上は中央政府(国)に位置付けられるが、その負担分に応じて、償還費及び利払費が中央政府(国)と地方政府(地方)に分割して計上されている、③資本移転の一部が特殊要因として控除されている、④「公債等残高」が、普通国債、年金特例公債、地方債及び交付税特会借入金の合計として示されている、といったようにSNA統計とは異なり、修正等が行われているので注意が必要である。本稿では、これとは異なり、基本的にSNA統計をそのまま用いている。①については社会保障基金も明示的に分析の対象としており、②については、上記のような分割は行っておらず、③については特に控除せずに、図表の注等においてそうした特殊要因を明記し、④についてはSNA統計における債務残高をそのまま用いる、といった違いがあるので留意されたい。

2. 収入・支出・財政収支・債務残高の動向

(1) 全般的な動向

図表1のように、一般政府全体では、支出が収入を上回る赤字状態が続いている。バブル崩壊後の1990年代初めから収入は頭打ちとなったものの、支出は1998年度頃まで増大が続き赤字幅が拡大した。その後、支出も減少傾向となったものの収入も増加せず大きな赤字幅は継続した。景気が拡大した2006年度頃には一旦財政収支は改善したものの、リーマン・ショック以降はまた赤字幅が拡大している。

プライマリー・バランスは、財政収支にFISIM(注⁶) 調整前の支払利子を加え、受取利子を控除することにより得られる(つまり資産と債務から発生する純受取利子を控除して、それらを含まない収支を見ることとなる)。政府全体では支払利子の方が受取利子より大きいため、プライマリー・バランスの方が若干高めになっている(つまり黒字であれば黒字幅が大きく、赤字であれば赤字幅は小さい)。

なお、政府内の3部門間の移転(その他の経常移転(注⁷)と資本移転(注⁸)の一部。こう した支出と収入の具体的項目の簡単な解説は、必要に応じ注や本文で行うが、詳細な解説は、

⁸ 資本移転は、受取側の総資本形成やその他の資本蓄積あるいは長期的な支出の資金源泉となり、支払側の資産または貯蓄から賄われる移転である。中央政府から地方政府への総固定資本形成のための補助金なども資本移転に該当する。詳細については、本文末の図表63を参照。



⁵ 例えば、そうした中期試算の参考資料として公表された「国・地方のプライマリーバランス等の推移」(平成 25 年 2 月 28 日内閣府)を参照。

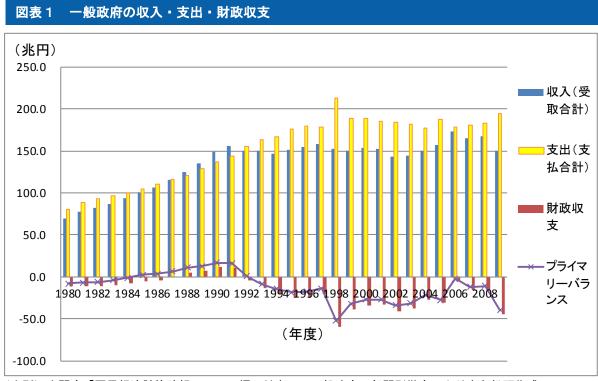
http://www5.cao.go.jp/keizai3/econome/h25pb.pdf

FISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured:間接的に計測される金融仲介サービス)は、金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものである。その解説については、例えば、当社「経済の広場 経済指標を見るための基礎知識 第4回 GDP統計(その1) 各コンポーネントに共通する事項など」を参照されたい。

http://www.dir.co.jp/research/report/place/indicator/20130110_006628.html

⁷ その他の経常移転は、地方交付税交付金、年金特別会計への繰入、補助費など中央政府、地方政府、社会保障基金相互間の経常的移転、国際経済協力などである。詳細については、本文末の図表63を参照。

本文末の参考図表の図表60から図表64を参照。以下同様。)は、一般政府全体で見れば支出と収入への二重計上になるため、支出、収入から除いている。このため、収入と支出の額が見かけ上少なくなるが(注⁹)、財政収支では政府内の移転はキャンセルされるため変わらない。また、現実最終消費(集合消費支出。外交、防衛、警察等の社会全体に対するサービス活動に要する消費支出)において、固定資本減耗(詳細な解説は本文末の図表63参照)は控除している。ただし、財政収支においてはいずれ控除されるものであるため、収支への影響はない。



(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

(2) 収入の内訳

収入の内訳とその推移を見たのが図表2である。なお、SNA統計では、国債の発行等によって得られた公債金等は収入とはみなされない。公債金等を除いた収入と支出の差が財政赤字であり、この赤字が債務残高の増加や資産の減少によって賄われるといった形で表章される。

以下、個別に簡単に見る(経済社会の動向や制度改正等を踏まえた個別項目の詳細な分析は3.及び4.で行う)。

所得・富等に課される経常税は、所得に対して課される租税と、消費主体としての家計が保有する資産に課される租税であり、具体的には国税では所得税や法人税、地方税では道府県民税や市町村民税などが該当する(詳細な解説は本文末の図表 60を参照)。その受取は、バブルが崩壊した1990年代初め以降、増加トレンドが止まり、減少基調となっている。なお、相続税

⁹ この点、内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 (1) 一般政府の部門別勘定」では、一般政府の合計欄は、内部 3 部門間での移転も含む膨らんだ数字となっているので注意が必要である。



と贈与税は、この項目ではなく、家計から一般政府への資本移転において、「資本税」として記録される。

生産・輸入品に課される税は、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられる租税で、②税法上損金算入を認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるもの、である。具体的には、国税では消費税、各種物品税、関税、地方税では事業税、固定資産税などが該当する(詳細な解説は本文末の図表60を参照)。所得・富等に課される経常税の場合の1990年代初めとは異なり、1999年度以降に減少・横ばい基調に転じている(注10)。

雇用者(通例と同じく、企業等に雇われる労働者を指し、雇う側ではない)の強制的社会負担は、社会保険給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して雇用者が行う社会負担のうち法律等により強制的に支払われるものである(詳細な解説は本文末の図表61を参照)。わが国においては、社会保険制度にあたる社会保障基金及び年金基金のうち、民間基金である年金基金に対しては強制的な負担は生じないため、強制的社会負担は、一般政府(社会保障基金)へのみ発生する。これも、1998年度頃からは、伸び方が緩やかになっている。

雇主の強制的現実社会負担は、上記と同様の一般政府への雇主による支払である(詳細な解説は本文末の図表 6 1 を参照)。雇主から社会保障基金に直接支払われる分については、まず雇用者報酬の一部とみなして一旦企業から家計に渡ったことにし、次に家計が社会保障基金に対して支払ったものとする。雇主の負担も、1998年ころからは頭打ちである。こうした雇用者と雇主の負担の伸び率低下・頭打ちの背景や、2つの乖離の背景は4.で説明する。

財産所得(詳細な解説は本文末の図表60を参照)の受取は利子が殆どである。金利低下等に伴い1990年代初め以降は基本的に低下している。また、財産所得に関しては、債務残高の累増からむしろ支払の方が重要であるが、次の支出の項で見る。

資本移転の受取については、前述の通り、ここでは一般政府の3部門間のやりとりは除いて ある。なお、大きな変動が見られる期間が散見されるが、図表2の注にあるような特殊要因に よるものである。

帰属社会負担は、退職一時金の支給など社会負担のうち雇主が特別の準備を創設することなく無基金で行う負担である(詳細な解説は本文末の図表 6 1 を参照)。その性質上、全額雇主負担となる。一般政府においては、その雇用する公務員等向けが負担対象となる。額は少ない。

その他の経常移転は、経常移転のうち、「所得・富等に課される経常税」、「社会負担」及び「現物社会移転以外の社会給付」を除く居住者制度単位間、または居住者と非居住者との間のすべての経常移転からなる(詳細な解説は本文末の図表63を参照)。前述の通り、ここでは、一般政府の3政府部門間のやりとりは除いてある。額は少ない。

¹⁹⁹⁸年は日本経済全体においてもひとつの節目となっている。「大和総研調査季報 2013 春季号 Vol. 10 1998年を節目とした日本経済の変貌 ~「失われた 20年」以外の成長低迷とデフレの見方~」を参照。 http://www.dir.co.jp/research/staff/ichikawam.html



(兆円) 70.0 ・生産・輸入品に課される 税(受取) 60.0 -財産所得(受取) 50.0 所得・富等に課される経 常税(受取) 40.0 雇主の強制的現実社会 負担 30.0 - 雇用者の強制的社会負 20.0 帰属社会負担 10.0 その他の経常移転(受 取、政府内除く) 0.0 資本移転(受取、政府内 除く) (年度)

図表2 一般政府の収入の内訳と推移

(注) 1. 経常移転、資本移転には、政府内の移転は含まれていない。

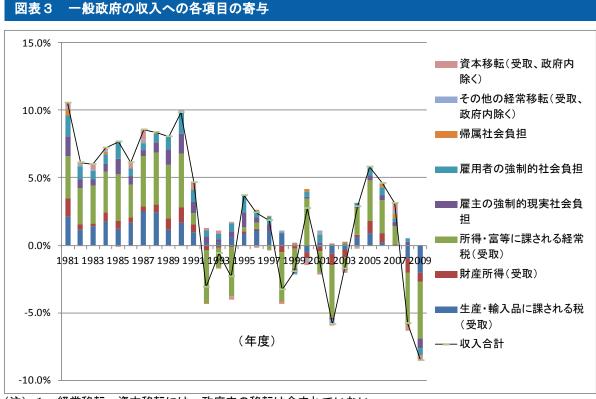
- 2. 2003 年度以降については、代行返上に伴う厚生年金基金(金融機関)から年金特別会計(旧厚生保険特別会計)(一般政府)への積立金の移管が資本移転(受取)(2003 年度約3.5兆円、2004 年度約5.4兆円、2005 年度約5.5兆円、2006 年度約5.4兆円、2007 年度約5.5兆円、2008 年度約5.5兆円、2009 年度約
- 3. 2006 年度については、「平成 18 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」に基づく財政融資資金特別会計(公的金融機関)から国債整理基金特別会計(一般政府)への繰入れが資本移転(受取)(12 兆円)として計上されている。
- 4. 2008 年度については、「特別会計に関する法律」及び「平成20年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律」に基づく財政投融資特別会計(公的金融機関)から国債整理基金特別会計(一般政府)及び一般会計(一般政府)への繰入れが資本移転(受取)(約11.3兆円)として計上されている。
- 5. 2009 年度については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律」に基づく財政投融資特別会計(公的金融機関)から一般会計(一般政府)への繰入れが資本移転(受取)(約7.3兆円)として計上されている。

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

次に、一般政府の収入全体への各項目の寄与を見る(図表3)。

1990 年代初め以降は、所得・富等に課される税の寄与がマイナスとなり始めた一方、生産・輸入品に課される税は 1999 年度頃からマイナスの寄与となった。雇用者の強制的社会負担は基本的にプラスの寄与が続いているものの、雇主の強制的現実社会負担は最近はあまり寄与が見られなくなる。 2005 年度前後には、いずれの項目もプラスに寄与し収入全体も増加したが、リーマン・ショック以降はマイナスに転じている。





(注) 1. 経常移転、資本移転には、政府内の移転は含まれていない。

- 2. 前出図表2の注2から注5にある特殊要因は除外してある。
- (出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

(3)支出の内訳

支出の内訳を見たのが図表4である。以下、個別に簡単に見る(経済社会の動向や制度等を踏まえた分析は3.及び4.で行う)。

現金による社会保障給付と現物社会給付の継続的な上昇が目立つが、この2つが社会保障給付である。

現金による社会保障給付は、老齢年金、失業給付、児童手当及び子ども手当等である(詳細な解説は本文末の図表62参照)。後で4.で見るように、年金給付が殆どを占める。ここには、健康保険による医療・介護の保険給付分など直接家計に現金で支払われない現物は含まれない(次の現物社会給付に当たる)。後で4.で見るように、高齢者数の増加に伴い増加を続けている。

現物社会給付は、一般政府から家計への医療保険給付分と介護保険給付分である(詳細な解説は本文末の図表 6 2 を参照)。これも、高齢者数の増加に伴い増加を続けている。

以上の2つの社会保障給付は、非常に目立った増加が続いている。

社会保障給付以外は、社会扶助給付などを除けば、近年は基本的に減少か横ばいである。

近年、大きな減少を続けてきたのが総固定資本形成であり、これはいわゆる公共投資の一般 政府分(後述のように、公共投資には一般政府に分類されない公的企業による投資が含まれる)



である。増える社会保障給付の財源を公共投資の削減で部分的にカバーした形となっている。

現実最終消費支出(集合消費支出)は、外交、防衛、警察等の社会全体に対するサービス活動に要する消費支出である(具体的な内訳は後出図表 2 3)。2000 年度頃以降はおおむね横ばいである。なお、一般政府全体の固定資本減耗分はここから控除している。

個別的非市場財・サービスの移転は、家計に対して無料または経済的に意味のない価格で提供される財・サービスであり(詳細な解説は本文末の図表 6 2 を参照)、具体的には、後出図表 2 4 のように公立学校など教育関係が 7 割程度を占める。2000 年代に入り、低下傾向にある。

財産所得の支払は利子が殆どであり、一般政府の債務は近年大きく累積しているものの低金利のため、支払額全体は減少気味である。しかしながら、総固定資本形成の水準に近づいているほど大きなものである。なお、社会保障基金が保有する国債への利子支払など一般政府内での受払も含まれる。また、SNA統計では、国債等の元利償還金のうち、支出(財産所得の支払)に計上されるのは利子のみであり、元本の償還は支出には計上されず、概念的にはネットの償還額が金融負債の変動(減少)として表章される(具体的には、一般政府の資本調達勘定の金融取引における負債の変動として表章。国債の大量発行等が継続している近年は、ネットでは負債の増加のみが表章され続き、負債の減少が表章されたことはない。)。

社会扶助給付は、家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないものであり、具体的には、生活保護費、原爆医療費、遺族等年金、恩給などがある(詳細な解説は本文末の図表62を参照)。増加傾向を続けている。

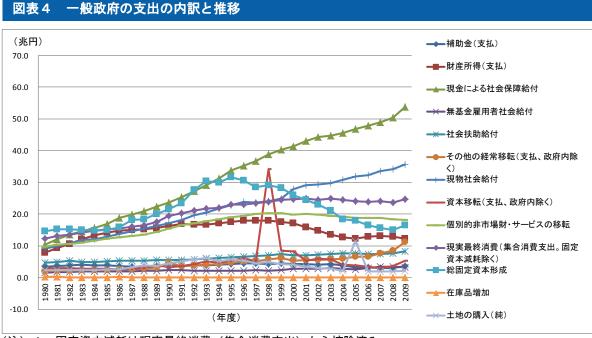
その他の経常移転は、外国政府や国際機関への経常移転や、対家計民間非営利団体や家計への経常交付金(注 ¹¹)などである。額は比較的少ないものの、増加傾向が見られる。なお、一般政府内の経常移転は除いてある。

資本移転の支払は、一般政府の3部門間のやりとりは除いてある。なお、大きな変動が見られる年度が散見されるが図表4の注にあるような特殊要因によるものである。

その他、在庫品増加や土地の購入(純)などがあるが、額としては少ない。

¹¹ 対家計民間非営利団体や家計への経常交付金は、補助金ではなく、その他の経常移転として扱われる。例えば、私立大学、農家等への経常交付金など。





(注) 1. 固定資本減耗は現実最終消費(集合消費支出)から控除済み。

- 2. 経常移転、資本移転には、政府内の移転は含まれていない。
- 3. 1998 年度については、日本国有鉄道清算事業団及び国有林野事業特別会計(いずれも非金融法人企業)から一般会計(一般政府)への債務承継が資本移転(支払)(約27兆円)として計上されている。
- 4. 2005 年度については、道路関係四公団(日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団。いずれも非金融法人企業)の民営化に伴う旧四公団から日本高速道路保有・債務返済機構(一般政府)への資産・負債の承継が土地の購入(純)(約9.3兆円)等として計上されている。
- (出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

なお、以上の支出には、GDPの最終需要項目を含め、様々な概念が関連してくるので、図表5により概観しておく。

中ほどの「一般政府の支出」が、以上で扱ってきた支出の諸項目である。所得支出勘定と、資本調達勘定の実物取引までを、一般政府について統合することにより得られるものであり、内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 (1) 一般政府の部門別勘定」の「(参考)プライマリー・バランス」直前の行までに、収入や中間的バランス項目や収支等とともに一覧で示されているものである(注 12)。

一方、GDPにおける最終需要項目としてよく目にする政府最終消費支出(Cg)は、一般政府の支出のうちの最終消費支出に該当する。なお、その他の最終需要項目のひとつである公的固定資本形成(Ig)には、一般政府による総固定資本形成だけではなく、公的企業(一般政府に含まれない)の総固定資本形成も含まれるので注意が必要である。公的在庫品増加についても同様に公的企業によるものも含まれる。

¹² この表は3部門別に表示されており、「合計」欄もあるが、3部門の単純な和である。このため、一般政府内3部門間の移転(経常と資本)は、支払と受取がともに計上され、見かけ上、収入と支出が大きくなるので注意が必要である。このため、以上においては、一般政府内の移転は除いて計数を作成している。



その最終消費支出の内訳を、その下側に3段に渡って示している(注¹³)。なお、一般政府から家計への医療保険給付分と介護保険給付分である現物社会給付は、最終的には家計に消費されるものであるが、最終需要としては政府の最終消費支出に計上され、家計の最終消費支出には計上されない。ただし、家計の所得支出勘定における現実最終消費には含まれている。

一方、上側には、現物社会移転以外の社会給付の内訳(左側)と、最終消費支出のうち個別消費支出に相当するものの内訳(右側)が示されている。更に、その1段上では、最終消費支出を、集合消費支出と個別消費支出に区分している。

社会給付は、現物社会移転以外の社会給付(左側)と、個別消費支出(現物社会移転)(右側)からなる。

社会保障給付は、このうち、現金による社会保障給付(左側)と、現物社会給付(右側)である。

最後に、「現物社会給付等」の「等」について説明する。集合消費支出全部と個別的非市場財・サービスの殆どは、政府が全て自ら生産したものであり、そのコストが「雇用者報酬」から「(控除)商品・非商品販売」までで示されている。一方、現物社会給付は、政府が他の部門から購入して家計に給付するものである(医療サービスと介護サービス)であるが、社会保障基金が給付する社会保障給付に限定される。「等」は、社会保障基金以外の政府が、自ら生産するのではなく他の部門から購入して家計に供給するものである。具体的な内訳は内閣府の公表資料では示されていないが、義務教育課程における教科書の無償配布などが計上されているものと推察される。

¹³ 最初の段の、雇用者報酬以下の内訳は、内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表8一般政府の機能別 最終消費支出」に示されている。



																				_
GDPの最終 需要項目								政府最終消費支出								公的固定資 本形成		公的在 品増加		
社会保障支 出に該当			社会保 障給付												社会保	障給付				
社会給付に 該当(注1)			ł	1会給付						社会給付										
集合消費か個別消費か									費支出(最終消費			個別消	費支出(=∃	見物	社会移転	Ē.)				
			現金に よる社 会保障 給付	無基金 雇用者 社会給 付(注2)	社会 扶助 給付 (注3)						個別	的非市場 の移転	易財・サービ (注3)	· ス	現物社	会給付				
一般政府の支出	補助金	財産 所得 (支 払)	現物社会	: 会移転以外の社 会給付		その他 の経常 移転 (支払)	移転(支		最終消費支出 最終消費支出						在庫 品増 加					
									固定資本減耗		別 入品	主産・輸 \品に課 される税	(控除)商 品·非商 品販売	Ę	見物社会給付等					
														等	現物社	会給付				
															払戻し による 社会保 障給付					
公的企業 (非金融法 人企業や金 融機関の一																		総定本成		7. D

- (注) 1. 社会給付のうち、民間金融機関である年金基金による社会給付は、一般政府の支出とは無関係であり掲載していない。
- 2. 一般政府の無基金雇用者社会給付は、その雇用する公務員等に対するもの。非金融法人企業等からも家計に給付される。
- 3. 社会扶助給付や個別的非市場財・サービスの移転は、一般政府だけでなく対家計民間非営利団体からも家計に給付される。

(出所) 大和総研作成

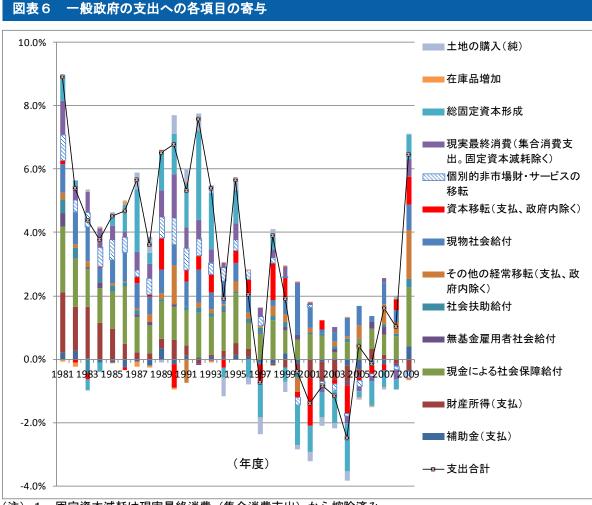
図末ら 政府支出に関する様々な概念の関係

最後に、一般政府の支出全体への各項目の寄与を見る(図表6)。

現金による社会保障給付と現物社会給付の合計である社会保障給付は、高齢人口の増加に伴い基本的に増加を続けてきた。一方、支出が顕著に収入を上回るようになった 1990 年代半ば以降は、総固定資本形成の大幅減が続くとともに、低金利により財産所得の支払(殆どが債務に関する利子の支払)が減少し、更に特殊要因としての資本移転の減少により、支出の減少がもたらされた。しかしながら、収入が支出を上回ることはなかった。

一方、2000 年代後半以降は、こうした支出減要因が弱まり、リーマン・ショック以降は総固 定資本形成も増加に転じたことなどから、支出は再び増加を続けている。





(注) 1. 固定資本減耗は現実最終消費(集合消費支出)から控除済み。

- 2. 経常移転、資本移転には、政府内の移転は含まれていない。
- 3. 前出図表4. の注3から注4にある特殊要因は除外してある。
- (出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」より、大和総研作成

(4)債務残高

以上みたような長期間にわたる財政収支の赤字が積みあがって、莫大な債務残高の累積がも たらされることとなる。図表7は、財政赤字と債務残高の推移を示している。なお、この債務 残高は、資産残高を差し引かないグロスである。

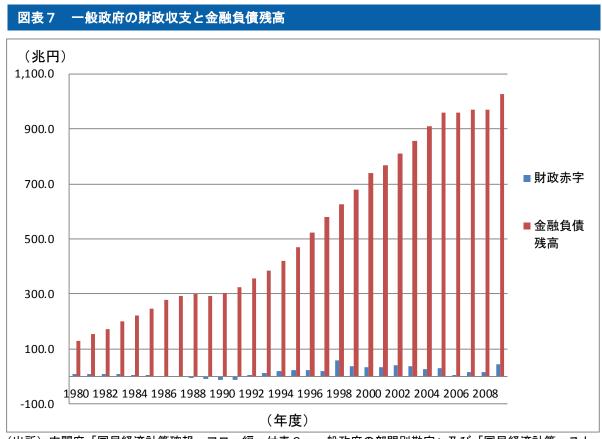
しかしながら、各年度の財政赤字を単に積み上げても、債務残高には一致しない。これは、 ①財政赤字は債務残高の増加だけでなく、資産残高の減少によっても賄われうること、②債務 残高は資産残高を差し引かないグロスであるのに対し、財政収支は収入から支出を差し引いた ネットであること、③統計上の不突合、④債務となっている資産価格などの変動、等による。

まず、①の財政赤字は債務残高の増加だけでなく、資産残高の減少によっても賄われること については、要するに赤字が生じた場合は借金をすることと、資産を取り崩して対応すること が可能であり、赤字の全てが必ずしも借金の増加になるわけではないということである。

次に、②の収入・支出関係におけるネットの収支か、債務・債務関係における債務のグロス



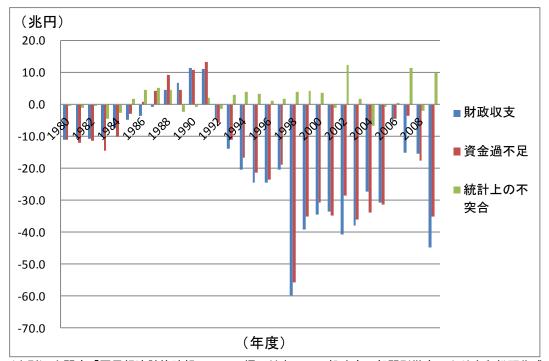
か、という点については、一般政府の財政収支は、資本調達勘定の実物取引表中の「純貸出(+) /純借入(-)」であり、貯蓄と投資の差額(ネット)であることから、ISバランスと呼ばれ てきたものである。一方、図表7の負債残高はグロスで資産残高を差し引かないものである(さ らにここから、後で述べる価格調整などを行った上で残高は算出される)。



(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」及び「国民経済計算 ストック編 付表 6 金融資産・負債の残高 (5)一般政府の内訳」より大和総研作成

次に、③の統計上の不突合である。一般政府の財政収支は、資本調達勘定の実物取引表中の「純貸出(+)/純借入(一)」であり、資本調達勘定の金融取引表中の「純貸出(+)/純借入(一)(資金過不足)」と概念的には一致するはずである。この資金過不足は、金融取引表における資産の変動額と負債の変動額の差額である(一致するのは差額のみであり、貯蓄額と資産の増加額は一致するものではなく、投資額と負債の増加額も一致するものではない)。これが、負債や資産残高の計数と整合性がとれるように推計されている。ところが、財政収支と資金過不足は、基礎統計や推計法が異なるなどのため一致しない。図表8にあるように、この統計上の不突合は10兆円を超えることもあり、決して無視できる水準のものではない。





図表8 一般政府の財政収支と資金過不足の差:統計上の不突合

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

最後に、④の債務となっている資産価格などの変動の影響である。累積した債務は、それを 構成する資産の価格変動などによって額は変化する。こうした変動には、まず、(a)名目保有利 得または損失による変動と、(b)その他の資産量変動、がある。更に、前者の(a)は、中立保有 利得または損失による変動と、実質保有利得または損失による変動に分けられる。期末のグロ スの金融負債(資産)残高は、期首から期末までの資本調達勘定における負債(資産)の変動 に、名目保有利得または損失による変動と、その他の資産量変動を加えることにより得られる。

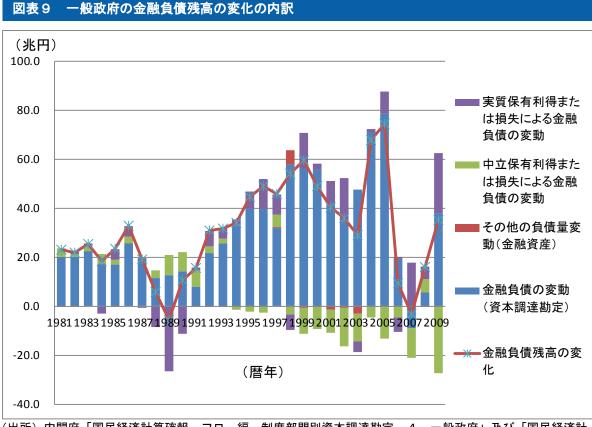
名目保有利得または損失による変動は、期末と期首との間の実現及び未実現のキャピタル・ ゲイン及びキャピタル・ロス(資本利得及び損失)である。これは、一般物価水準(GDPデ フレーター)の変化に伴う資産価値の変動を表わす「中立保有利得」と、資産の相対価格の変 化による資産価値の変動分を示す「実質保有利得」に細分化される。

その他の資産量変動には、災害等による予想しえない規模の資産の損失、金融機関による不 良債権の償却、制度的構成及び分類の変化による調整等が記録される。

各年度における期首から期末までの金融負債残高の変化と、以上のような様々な変動をその 内訳として、図示したのが図表9である。元々のフローの資本調達勘定における金融負債の変 動に起因するものが大部分であるが、中立保有利得・損失や実質保有利得・損失の変動による 影響もかなり存在する。特に最近はデフレ(一般物価水準の変動)による中立保有利得の減少 が目立つとともに、それを部分的に相殺するような形で、資産の相対価格の変化による実質保 有利得が増加することが多いのが分かる。

なお、以上の様々な変動のデータは、暦年分しか作成・公表されていない。





| (出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 制度部門別資本調達勘定 4. 一般政府」及び「国民経済計 算確報 ストック編 制度部門別勘定 3. 一般政府」より大和総研作成

更に、財政赤字と負債残高の違いとは直接関係はないが、一般政府内での貸し借りを資産や 負債として良いかという問題もある。自らの債務を自ら資産として保有している場合や、一般 政府内の3部門間で一方にとっては負債、一方にとっては資産となっている場合があるからで ある。こうした場合には、資産や負債として計上すべきではないとの考え方もあるかもしれな い。また、グロスの負債残高から資産残高を控除したネットの負債残高であれば、そうした政 府内の貸し借りも含めてネットアウトできるので、ネットの負債残高を用いるべきという考え 方もあるかもしれない。

しかしながら、社会保障基金の資産は、2011年度においては国債・財融債 34%、地方債が 4% を占め他の政府部門の負債を資産としてかなり保有している状態となっている. これらは将来の社会保障支払等に備える資産であることから、これをネットアウトして一般政府の負債から控除するのは適切ではなかろう。更には、本来は、将来の年金支払債務を明確な形で計上すべきとの根強い意見もある。

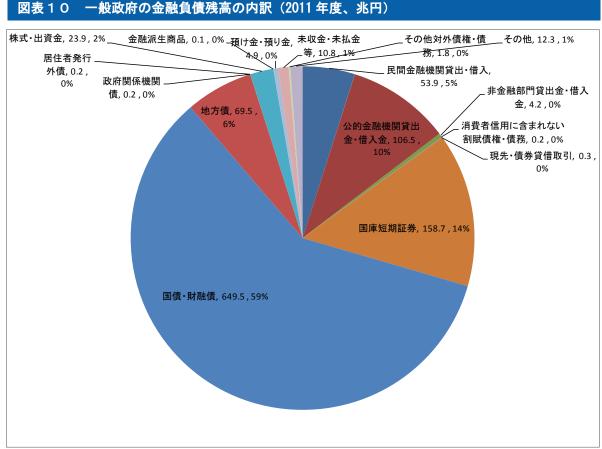
一方、社会保障基金以外については、国庫短期証券、国債・財投債、地方債等を中央政府と地方政府が保有している場合などに注意が必要と考えられる。しかしながら、2011 年度においては、中央政府が保有する国庫短期証券が12.0 兆円、国債・財投債が0.2 兆円、地方債が0.1 兆円、また、地方政府が保有する国庫短期証券はゼロ、国債・財投債が0.7 兆円、地方債が0.5 兆円といったように、額はかなり小さい。



こうしたことから、ネットの債務残高に着目することはあまり意味がないだけでなく、誤解 をもたらすとも考えられる。

そこで、ネットではなくグロスの、2011 年度における負債残高の具体的な内訳は図表 1 0 の 通りである。国債・財融債が59%と圧倒的に大きく、国庫短期証券が14%とこれに次ぎ、合わせて全体の4分の3を占める。地方債は6%にすぎない。

なお、地方債は、その元利償還費が、中央政府からの地方交付税交付金の移転によってかな りの部分がカバーされる場合も多い。



(出所) 内閣府「国民経済計算確報 ストック編 付表7金融資産・負債の残高 (5) 一般政府の内訳」より大和総研作成

3. 社会保障以外の分野の動向

以上見たように、社会保障と、その他の分野の動向は、収入・支出とも状況がかなり異なる。 こうしたことから、社会保障は後で4. で詳しく分析することとして、まず社会保障以外の分 野の動向を以下簡単に分析する。

(1) 収支

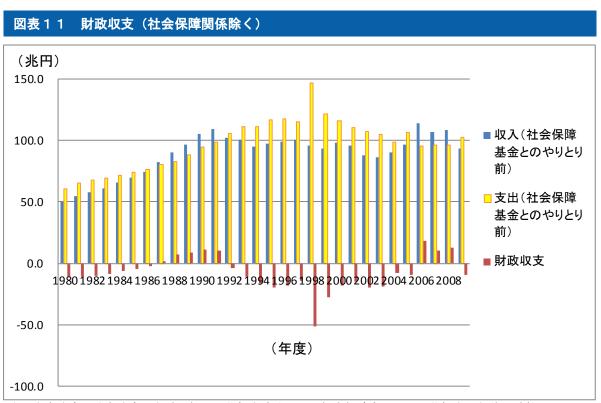
図表11は、社会保障基金を除く中央政府と地方政府のみの合計(中央政府と地方政府間の



移転を除く)で、社会保障基金とのやりとり(殆どが社会保障基金への移転で逆は僅かである)が行われる前の、収入、支出と財政収支である。

収支は、1990年代に入り赤字基調であった(ただし、1998年の特に大きな赤字は特殊要因によるものである)。しかし、2000年代に入っての赤字幅は一般政府全体のそれより小さい。更に、一般政府全体では 1992年度以降赤字続きであったが、社会保障関係を除けば 2006年頃には、特に収入の増加により黒字となっている。ただし、リーマン・ショックにより収入が落ち込むとともに、景気対策などにより支出が増加したため再び赤字に転落した。いずれにしても、一般政府全体が赤字続きだったのとは異なり、社会保障関係を除けば 2000年代半ば以降黒字基調に転じていた時期もあることがわかる。

次に、収入と支出の主な項目について見る。



(注)中央政府と地方政府の合計(相互の移転を除く)で、社会保障金との間の移転を行う前の計数。 (出所)内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

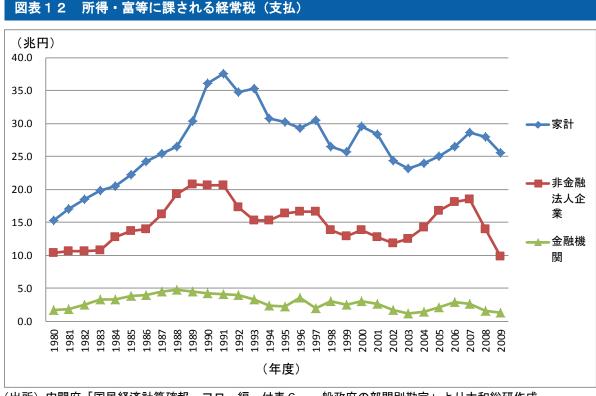
(2) 収入

①所得・富等に課される経常税

所得・富等に課される経常税は、部門別に見ても、非金融企業法人や金融機関だけでなく、家計においても納付額は 1990 年代初めから低下基調であった (図表12)。この点、次に見る生産・輸入品に課される税が 1998 年頃まではペースは落ちたものの増加を続けたのとは異なっている。



以下、家計、民間企業(非金融企業法人と金融機関の合計)別に動向を見る。



(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

家計が納めた所得・富等に課される経常税は、基本的には、「税引き前」の所得に左右されるはずであるが、これに相当するのは所得支出勘定における第一次所得バランスである。図表13のように、所得バランス自体は1990年代に入ってそれまでの増加から横ばいに転じているが、1998年度頃までは減少したわけではない。にもかかわらず、所得・富等に課される経常税の納付額が1990年代初めから減少したのは何故であろうか。

ひとつには税制改正の影響が考えられる。図表13には、国税の所得税関係の主な改正事項も記入してある。1990年代に入って、大幅な減税が行われたことも税収減につながったと思われる。一方、2000年代に入ってからリーマン・ショック頃までは、第一次所得バランスがそれほど増加しなかったにもかかわらず税収は増加しているが、これは配偶者特別控除の上乗せ廃止や定率減税の廃止などの増税による部分もあると考えられる。



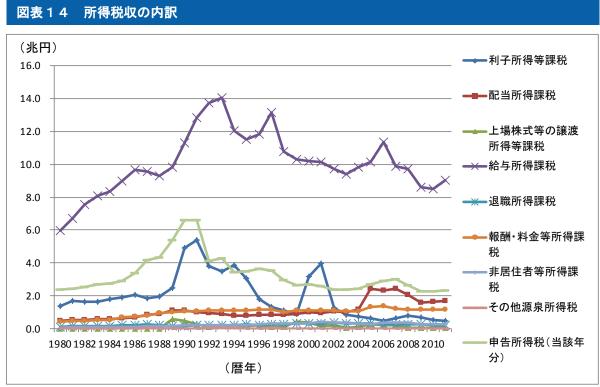


図表13 家計支払の所得・富等に課される経常税と第一次所得パランスの推移

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 制度部門別所得支出勘定 5. 家計 (個人企業を含む)」、財務省資料等より大和総研作成

また、国税統計によってSNA統計にはない所得税収の内訳を見ると、図表14のように、 金利の低下により1990年代に入って利子所得が目立って落ちたことから、利子所得課税からの 税収が相当程度落ちていることもわかる。





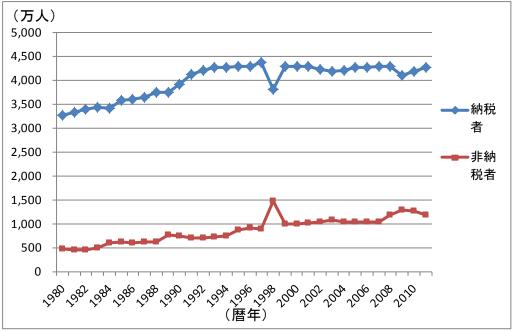
(出所) 国税庁統計年報より大和総研作成

更に、給与所得課税からの税収額も1990年代に入って低下していることには、納税者数も関係している可能性がある。所得税課税は、税引き前収入から様々な控除等を差し引いた所得に対して行われるため、収入が一定額未満となると課税は発生しない。1990年代に入って図表15のように、給与所得者のうち、納税者数はそれまでの増加から横ばいに転じ、非納税者が増加しているが、これらが税収の減少に影響している可能性がある。

特に、1998年度の納税者数の一時的な落ち込みと、非納税者の一時的増加は目立っている。



図表 1 5 給与所得者の納税者、非納税者の内訳



(出所) 国税庁「税務統計から見た民間給与の実態」より大和総研作成

一方、生産年齢人口の減少が税収の低下を招いている可能性が指摘されることもある。 そこで、

家計支払の所得・富等に課される経常税

=生産年齢人口 × 生産年齢人口一人当たり税収

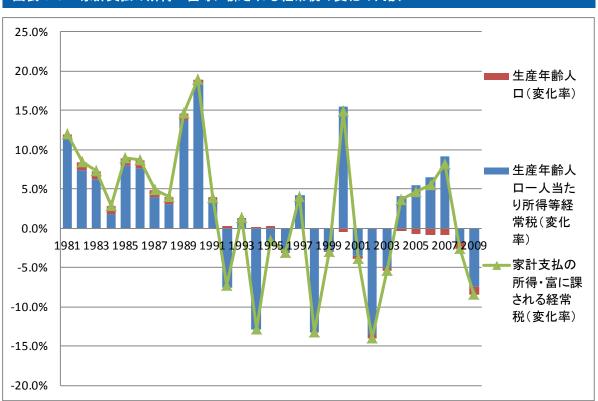
であることから、生産年齢人口と一人当たり税収の、税収総額の変化率への寄与度(注 14)を示したのが図表 16 である。これを見ると、トータルの税収に影響しているのはもっぱら生産年齢人口一人当たりの税収であり、生産年齢人口そのものは殆ど影響していないことがわかる。

$$X$$
の変化率= $\frac{(A+\Delta A)(B+\Delta B)-AB}{AB}=\frac{\Delta A}{A}+\frac{\Delta B}{B}+\frac{\Delta A\Delta B}{AB}<\infty$

で第三項を無視したもの。今の場合、税収総額の変化率は、生産年齢人口の変化率と生産年齢人口一人当たり税収の変化率の和に概ね等しくなる。ただし、誤差があることに留意が必要。以下同様。



 $^{^{14}}$ このように、ある量(X)が 2 つの量の積(X = A × B)となる場合は、その量の変化率は 2 つの量の変化率に概ね分解できる。



図表16 家計支払の所得・富等に課される経常税の変化の内訳

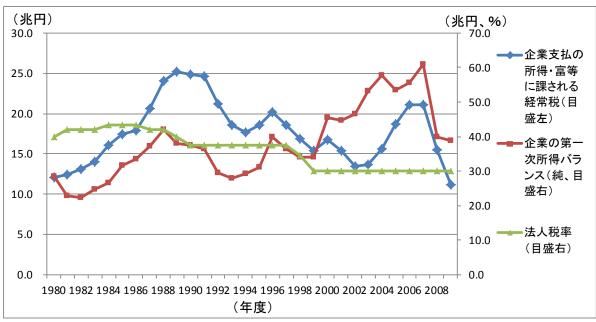
(注) 生産年齢人口は、15歳から64歳までの人口。

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 制度部門別所得支出勘定 5. 家計(個人企業を含む)」、総務省「人口推計」より大和総研作成

次に、民間企業が納付する所得・富等に課される経常税については、図表17のように「税引き前所得」である企業の第一次所得バランスは1990年代に入って若干低下したものの、その後、リーマン・ショックまでは増加基調であった。しかしながら、税収は、2000年代初め頃までは低下基調であった。ただし、リーマン・ショック直前は、所得、税収とも基本的に増加した。リーマン・ショック後はともに減少している。

このように、1990 年代初めから第一次所得バランスは一時を除けば増加基調であったにもかかわらず、リーマン・ショック前まで税収の低下したことには、税制改正も寄与していると考えられる。例えば、図表 17にあるように、法人税率(基本税率)は低下を続けている。



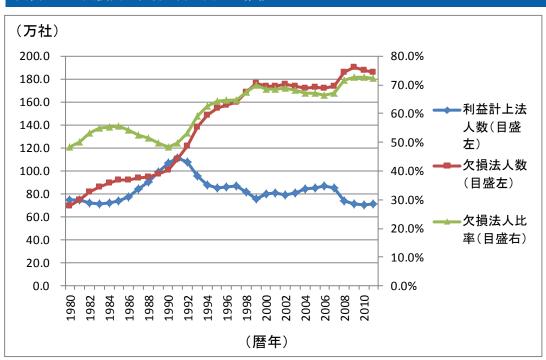


図表17 企業支払の所得・富等に課される経常税と第一次所得バランスの推移

(注)法人税率は基本税率。

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 制度部門別所得支出勘定 1. 非金融法人企業、2. 金融機関」、財務省 資料等より大和総研作成

更に、図表18のように、1990年代の欠損法人の急激な増加と、利益計上法人のレベルダウンも、税収減に影響していると考えられる。欠損法人の比率は、今や7割程度となっている。



図表18 欠損法人、利益計上法人の推移

(注) 2006 年は2-1月決算ベース。

(出所) 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」より大和総研作成



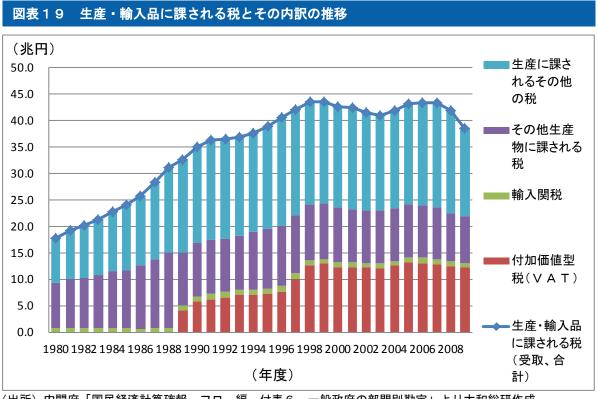
②生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税の納付額は、既に見たように、また図表19にあるように、1990年代に入ってペースダウンしたものの増加は続け、横ばい基調が1998年度頃以降続き、リーマン・ショック後に減少している。

その内訳を見たのが図表19である。まず、輸入関税は税収額としてはわずかである。

次に、図表19の付加価値税(VAT: Value Added Tax)が消費税であるが、その導入や、 税率引き上げはあったものの、同時に物品税などが見直されたため、トータルでは税収はそれ ほど増加したわけではない。1998年度頃から横ばいであるのは全体の動向と同じである。

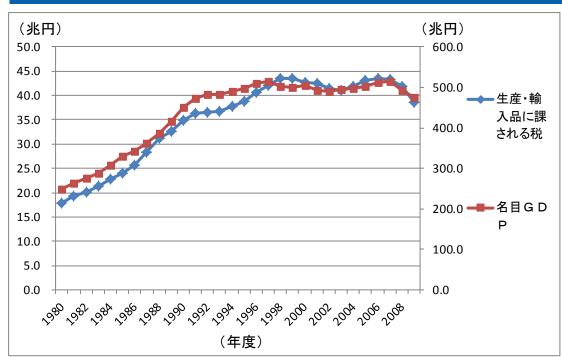
なお、消費税収入は税率 5 % で 13 兆円弱である.税収は単純に税率に比例するものではないが、税率が同程度引き上げられた場合のおおよその増収額の目安にはなろう。この程度の税率引き上げが、社会保障による赤字を解消するものかどうかは後で見る。



(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

最後に、生産・輸入品に課される税による税収と名目GDPを比較すると、2つの動向はおおむね一致している(図表20)。このため、この税収は、名目GDPの動向を見ればある程度推測が可能であろう。ただし、税率引き上げ等の制度改正があった場合には、税収は上方シフトすると考えられ、留意が必要である。





図表20 生産・輸入品に課される税と名目GDPの推移

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」等より大和総研作成

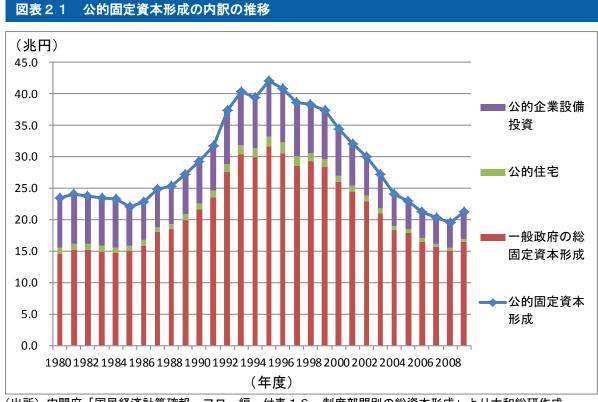
(3)支出

①総固定資本形成

次に、支出のうち、まず総固定資本形成であるが、1990 年代に高いレベルにとどまり、その 後低下して元の水準に戻ったのは既に見た通りである。

これは一般政府によるものであり、GDPの最終需要項目である公的固定資本形成、いわゆる公共投資(Ig)には、公的企業(一般政府に含まれない)による公的住宅投資と公的設備投資が含まれるのは既に説明した。それぞれの動向を図表21で見ると、公的住宅投資は額としては少ない。公的企業設備投資は、一般政府ほどの増減はなかった。しかし、一般政府の公的資本形成が大幅に変動したのは既に見た通りである。



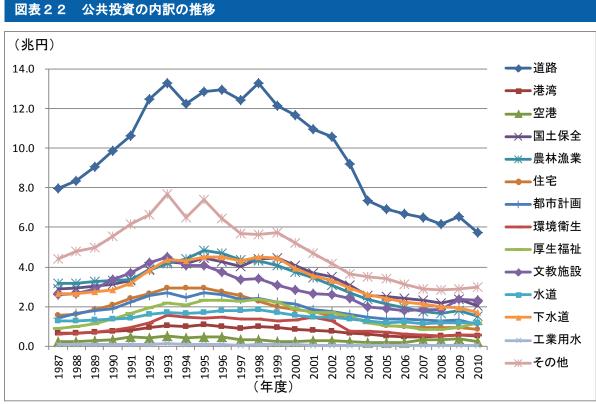


(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 1 6 制度部門別の総資本形成」より大和総研作成

以上の公的固定資本形成全体については、SNA統計ではないが、総務省「行政投資実績」により、分野別に見ることができる(図表22)。なお、行政投資実績は、基本的に、GDP統計に沿って作られているものの、対象となる機関が違うこと、用地費等が含まれることなどに留意する必要がある。

この公共投資の内訳を見ると、道路が突出しているが、1990年代に高水準となりその後急速に減少したのは、道路に限らず全般的に見られる傾向である。





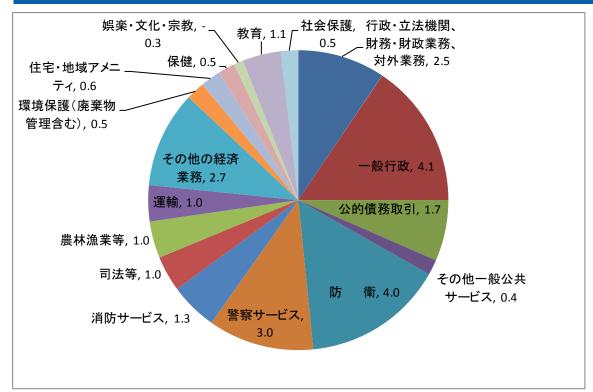
(出所) 総務省「行政投資実績」より大和総研作成

②集合消費支出

集合消費支出は、既に見たように近年は横ばいであるが、その 2011 年度における内訳を見た のが図表 2 3 である。

防衛、警察サービス、消防サービスで 3 分の1程度を占めるほか、様々な分野への支出が行われている。





図表23 集合消費支出の内訳(固定資本減耗除く、2011年度、兆円)

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表7 一般政府の機能別支出」より大和総研作成

③個別的非市場財・サービスの移転

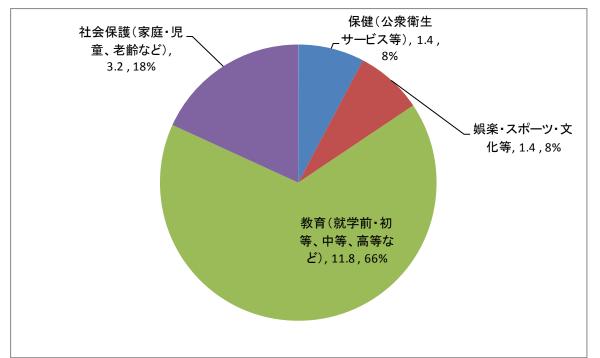
個別的非市場財・サービスの移転は、2000年代以降、低下傾向にあるのは既に見た通りである。

その額は、定義上、現物社会移転(個別消費支出)から、社会保障給付(の一部)である現物社会給付を除いたものである。内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表8一般政府の機能別最終消費支出(名目)」には、様々な機能別の内訳が、「現物社会移転」と「現物社会給付等」(最後に「等」が付いていることに留意されたい)に分けて示されている。図表24は、2011年度について、機能別に、この「現物社会移転」から「現物社会給付等」を控除したものである。

就学前から高等教育までなどの教育の提供が7割近くとなっており、これに家庭・児童、老齢などの社会保護の提供が2割近くで続いている。

なお、本来控除すべきではない「等」は、「現物社会給付」と「現物社会給付等」の総額の差から 2011 年度で 401 億円程度あると計算されるが、既に説明したように、義務教育課程における教科書の無償配布などが計上されているものと推察される。





図表24 個別的非市場財・サービスの移転の内訳(2011年度、兆円)

(注) 個別消費支出(現物社会移転)から「現物社会給付等」を除いたもの。ここで控除した「等」には教科書の無償配布など(401億円)が含まれると推察される。

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表8一般政府の機能別最終消費支出(名目)」より大和総研 作成

4社会扶助給付

支出の最後に、社会扶助給付を見るが、SNA統計では社会保障給付にはならない。この点、 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」等では、生活保護費などの社会扶助給付 も社会保障費として含まれているので注意が必要である。

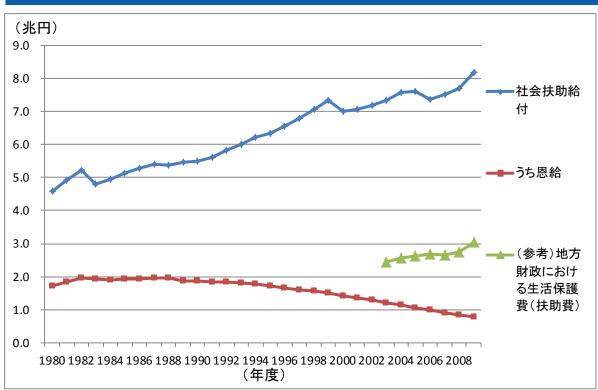
また、財源は社会保険料などの強制的社会負担ではなく、給付主体も社会保障基金ではない。 社会扶助給付は、既に見たように、また、図表25にあるように、増加基調が続いている。 内訳としては、恩給や生活保護費のほか、地方自治体による社会福祉関係扶助などがある。

恩給は、公務員の年金等の制度が共済組合制度に移行する前(1959年:国家公務員、1956年:公共企業体職員、1962年:地方公務員)に公務員(教育職員や警察監獄職員等)を退職した人やその遺族、旧軍人やその遺族に給付されるものである。その額が国民経済計算確報で公表されているが、年々低下しており、最近は1兆円を切っている(図表25)。

その他については、国民経済計算確報では内訳は公表されていない。そこで、総務省「地方 財政統計年報」によって、地方政府が給付する生活保護費は直近の数年を見ると増加傾向にあ る(図表25)。

生活保護費以外にも、地方政府から給付されているものが最近では 4 兆円程度あるものと推察される。





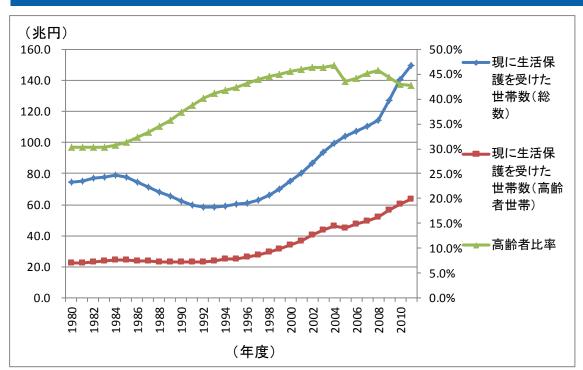
図表25 社会扶助給付とその内訳の一部の推移

(注) 地方財政における生活保護費は、地方財政統計年報の「目的別・性質別歳出内訳(クロス表)」から生活保護費かつ扶助費を抽出。

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」、総務省「地方財政統計年報」より大和総研作成

なお、生活保護の受給世帯を見ると、図表 2 6 のように高齢者世帯は半分弱程度であり、高齢者世帯でない世帯の受給も多い。高齢者世帯、それ以外とも受給世帯数は近年増加している。





図表 2 6 生活保護受給世帯数の推移

(出所) 厚生労働省「福祉行政報告例」より大和総研作成

⑤財産所得(支払)

財産所得(支払)は、債務残高と金利に大きく左右される。

きわめてラフではあるが、

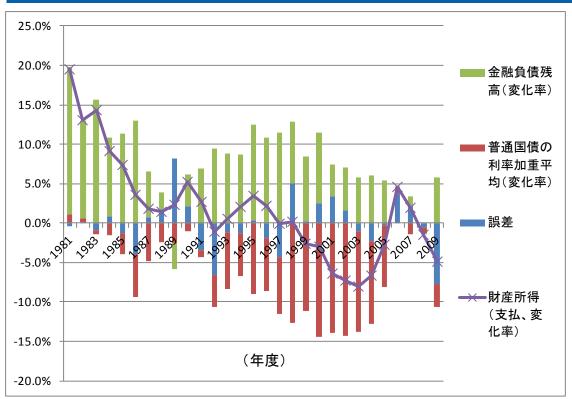
財産所得(支払) ≒ 金融債務残高 × 普通国債の利率加重平均

という関係を利用して、財産所得(支払)の変化率の要因分解を行ってみたのが図表 2 7 である。

これを見ると、金融負債残高が基本的に増加しているにもかかわらず、金利が低下を続けこれを相殺したため、結果として財産所得(支払)の増加が抑えられてきたことが大まかにはわかる。

ただし、①財産所得(支払)は金利支払いだけではないこと、②金融債務には普通国債以外も多いこと、③本来はそれぞれの債務残高にそれぞれの金利をかけるべきところを単なる合計と平均の掛け算としていること、④上記の式を用いた寄与度計算は時間が連続の場合にのみ厳密に当てはまり時間が離散値の場合には近似に過ぎないこと、などから、図表27にある通り誤差がかなり大きくなる年度もあるものの、基本的な傾向は見てとることができよう。





図表27 財産所得(支払)の変化率のラフな要因分解

(出所) 財産所得(支払)、金融負債残高は内閣府「国民経済計算確報」より、普通国債の利率加重平均は財務省「国債 関係資料・データ」より大和総研作成

4. 社会保障関係の動向

(1) 収入、支出、収支

次は、社会保障関係の動向である。

まず、収入、支出、収支について見る。

支出である社会保障給付は、図表28の通り、高齢者数の増加とパラレルに増加し続けている。

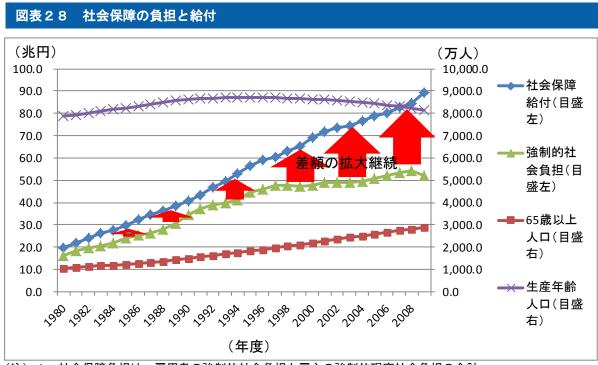
一方、収入・財源は、社会保険料などの強制的社会負担により賄われるのが基本である。これに、資産の運用によって得られる財産所得(受取)などが加わる。

強制的社会負担は、それまで増加を続けていたものが、1998 年度頃から横ばい・微増へと変わっている。強制的社会負担の主な負担者である生産年齢(15歳~64歳)人口はそれほど大きく減少したわけではなく、後でみるように景気動向等を反映した一人当たり負担額の減少の影響が大きい。

このように支出が増加する一方で、基本的な収入は停滞していることから、その差額の拡大が継続している。まるで、広がった「ワニの口」のようであると言われるところである。この 差額は、一部は社会保障基金が有する資産の運用による財産所得(受取)などでも賄われるが、



近年の低金利もあって全てを賄うことは到底不可能で、税や公債金収入等を財源とする政府他 部門からの移転によって賄われ、それでも不足する部分は社会保障基金の有する金融資産が結 果として取り崩されることになる。これまで、こうした差額がどう賄われ、今度、どのような イメージが描けるかについては、6. で詳細に見る。



(注) 1. 社会保障負担は、雇用者の強制的社会負担と雇主の強制的現実社会負担の合計。

2. 社会保障給付は、現金による社会保障給付と現物社会給付の合計。

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」、総務省「人口推計」より大 和総研作成

社会保障の制度別に2011年度における負担と給付を示したものが、図表29である。

一番大きなものは厚生年金であるが、給付の方がわずかに多い。国民年金の給付額が 2 番目に大きいが、負担額は非常に少ない。なお、年金特別会計の健康保険分の収入は他に回されている。共済組合は公務員等向けであるが、長期経理は年金関係であり、給付が負担より大きい。

労働保険は、給付は負担より少ない。

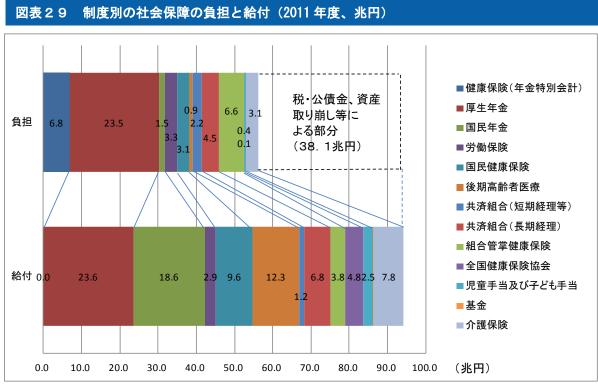
国民健康保険の給付は負担の3倍である。後期高齢者医療分も給付が圧倒的に大きなものとなっている。共済組合の短期経理は医療保険関係であり、給付は負担の半分程度である。比較的大きな企業の社員等が対象の組合管掌健康保険は、給付は負担の半分弱である。小さな企業の社員等が対象の全国健康保険協会は、負担は他から回されている。

児童手当及び子ども手当は、負担は一部強制的社会負担によっても賄われている。

介護保険は、給付が負担の倍以上となっている。



以上の各制度間で負担が行われている部分もあるが、トータルでは給付が負担を大きく上回り、その額38.1兆円は、資産運用による財産所得が低金利下で僅かのため、多くは結果として税や公債金を元にした政府の他部門からの移転、資産の取り崩し等により賄われている(全体としてどのように賄われているかは、6.で説明する)。



(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係) 及び 付表 1 0 社会保障負担の明細表」より大和総研作成

(2) 強制的社会負担

次に、負担の各項目について見る。

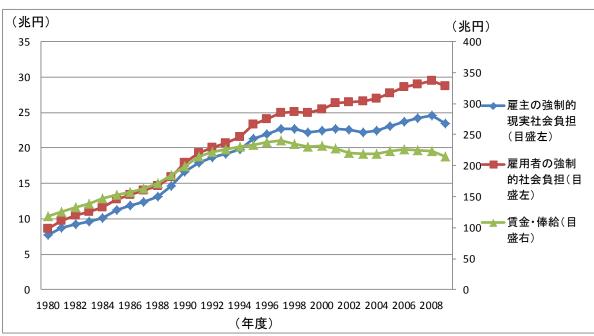
① 雇用者負担と雇主負担

強制的社会負担は、雇用者と雇主によって行われている。

図表30のように、いずれも1998年度頃以降は、横ばい又は微増に転じている。しかし、賃金・俸給のような減少傾向は見せていない。これは、社会保険料率の引上げなどの制度改正によると考えられる。

また、雇用者負担と雇主負担には1998年度頃以降、開きが見られるが、その背景について次に見る。





図表30 雇用者と雇主の強制的社会負担、賃金・俸給

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 部門別所得支出勘定 4. 家計(個人企業を含む) 及び 付表 6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

図表31と図表32は、それぞれ、雇主と雇用者の強制的社会負担の内訳の推移を見たものである。

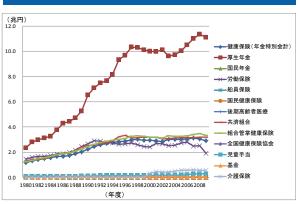
厚生年金、健康保険(年金特別会計)、共済組合などについては、労使折半であり、雇用者と 雇主の負担総額には大きな差はない。

しかし、国民健康保険、国民年金は雇用者負担と分類されているほか、介護保険も雇用者の 負担が大きい。労働保険や組合管掌健康保険のように雇主の負担の方が大きいもののあるが、 トータルでは雇用者負担の方が大きくなっている。これらが、雇用者負担と雇主負担の乖離の 背景である。

図表32



(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 10 社会保障負担の明細表」より大和総研作成



雇主の社会負担

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 10 社会保障負担の明細表」より大和総研作成



② 生産年齢人口と強制的社会負担

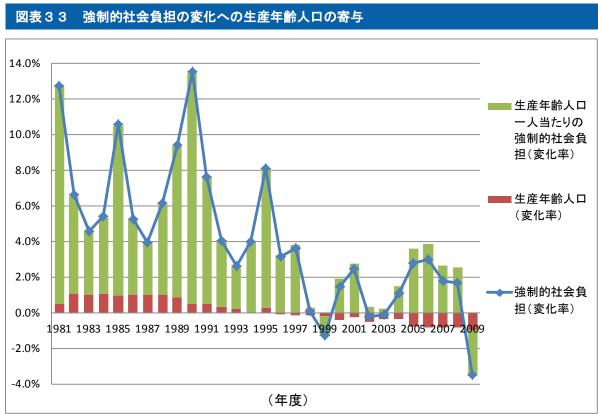
一方、生産年齢人口の負担総額への影響が時として言われることがあるが、実際はどうだろうか。

ここでも、

強制的社会負担 = 生産年齢人口 × 一人当たり強制的社会負担

を利用して、要因分解を行ったのが図表33である。

生産年齢人口自体の影響は非常に少なく、ほとんど生産年齢人口一人当たりの強制的社会負担に左右されていたのがわかる。



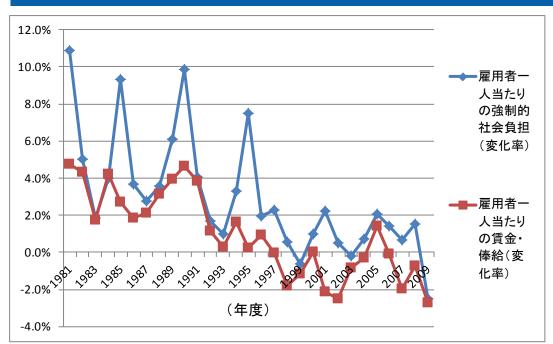
(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」、総務省「人口推計」より大 和総研作成

③ 賃金・俸給と強制的社会負担

一人当たり負担額は、基本的に賃金・俸給に比例することから、図表34のように、雇用者 一人当たりの強制的社会負担の変化率と、雇用者一人当たりの賃金・俸給の変化率は同様の傾 向を示す。

強制的社会負担の方が増加率が大きいのは、社会保険料率の引上げ等の制度改正などによる ものと考えられる。





図表34 賃金・俸給と強制的社会負担(雇用者一人当たり)

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 部門別所得支出勘定 4. 家計(個人企業を含む) 及び 付表 6 一般政府の部門別勘定」、総務省「労働力調査」より大和総研作成

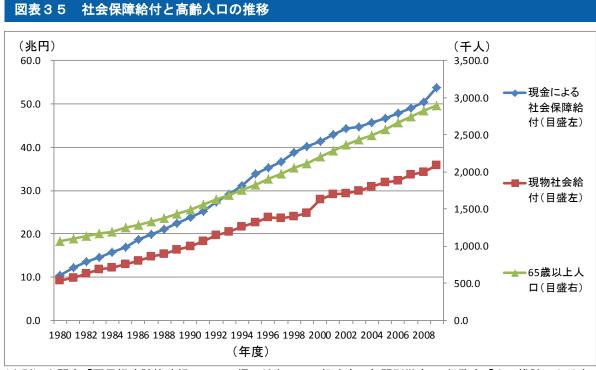
(3) 社会保障給付

一方、社会保障給付は、高齢者数の増加に応じて増加する。

現金による社会保障は年金関係が主、現物社会給付は医療・介護関係であるが、図表35のように、65歳以上の人口にパラレルに増加してきている。

このように、人口高齢化の影響といっても、負担総額への影響はこれまであまりなかった一方、給付総額は高齢者人口の増加に大きく影響され、その内容が全く異なることに留意する必要がある。





(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」、総務省「人口推計」より大 和総研作成

図表36は、更に、

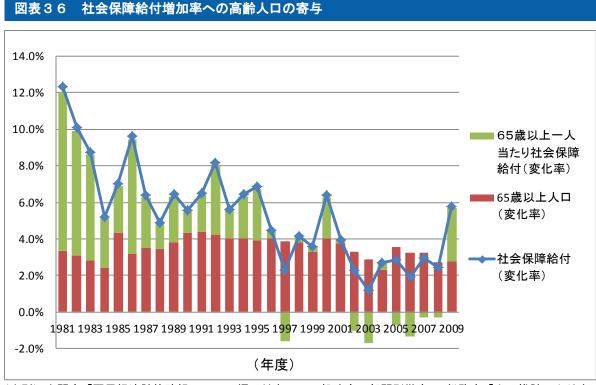
社会保障給付 = 65歳以上人口 × 65歳以上一人当たり給付額

の関係を利用して、給付総額の変化率の要因分解を行ったものである。

65 歳以上人口は、コンスタントに増加を続けており、その影響は大きい。一方、一人当たり 給付額は、1990 年代半ば頃までは、増加に寄与したものの、その後、影響は少なくなっている。

近年においては、高齢者数の増加の継続に対処するため、一人当たり給付額が減額されることもあるが、高齢者数の増加の影響を打ち消すことは全くできず、給付総額は増加を続けていることがわかる。





(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」、総務省「人口推計」より大 和総研作成

5. 部門別の動向

既に述べたように、一般政府の 3 部門の間ではかなりの移転があるので、部門それぞれと部門間移転の状況を見る。

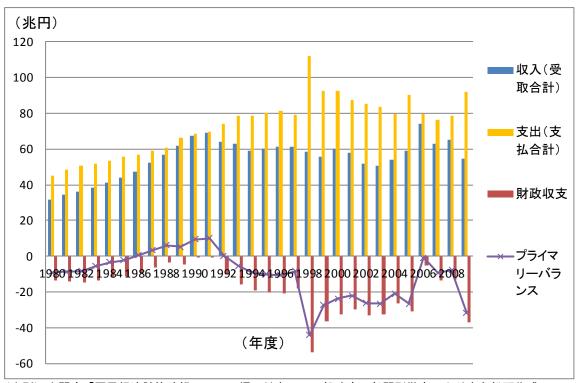
なお、既に述べたように、政府の「経済財政の中期試算」などでは、交付税及び譲与税配付金特別会計は、その負担分に応じて、償還費及び利払費が中央政府と地方政府に分割して計上されているものの、情報の制約等からここではそのようなことは行わず、全て中央政府に計上している。

(1) 部門別の財政収支

図表37から図表39は、それぞれの部門の収入、支出、財政収支を示したものである。なお、一般政府全体の場合のように重複を排除する必要はないため、部門間の移転も含んでいる。

図表37の中央政府を見ると、近年は支出が収入を大きく上回り、大幅な財政赤字が継続している。プライマリー・バランスも基本的に同様であるが、支払利子の方が受取利子より大きいため、プライマリー・バランスの方が黒字幅は大きく赤字幅は小さい。

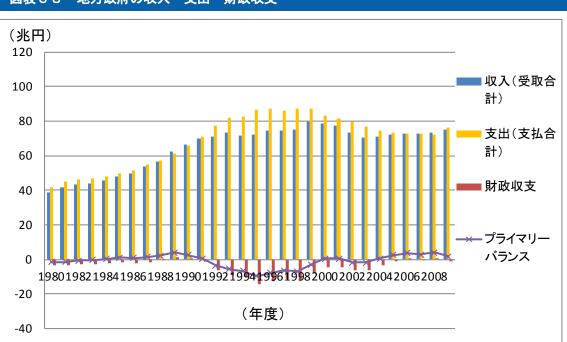




図表37 中央政府の収入・支出・財政収支

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

一方、地方政府の財政収支は、最近では黒字となっており、プライマリー・バランスも同様である(図表38)。なお、地方政府もプライマリー・バランスの方の黒字幅が大きく、赤字幅は小さい。



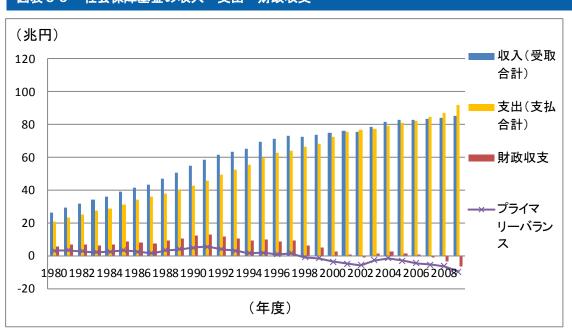
図表38 地方政府の収入・支出・財政収支

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成



社会保障基金は、2000 年度ころまでは黒字であったが、近年は赤字基調となっている(図表39)。他の2部門と異なり、受取利子の方が支払利子より大きいため、プライマリー・バランスの方が黒字幅は小さく、赤字幅は大きい。

最近は、財政収支、プライマリー・バランスともに赤字を続けているが、赤字幅は、中央政府に比べれば小さい。



図表39 社会保障基金の収入・支出・財政収支

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

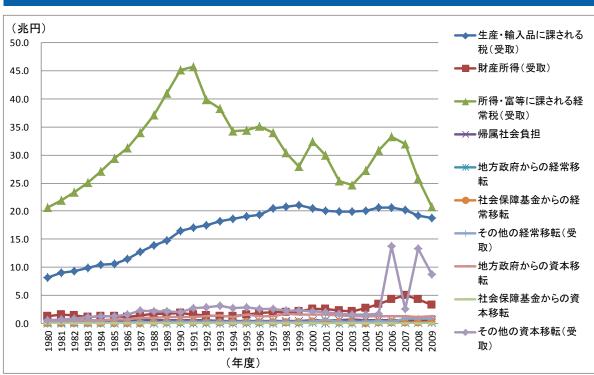
(2) 部門別の収入と支出

次に、部門別に収入と支出の内訳の推移を見る。

① 中央政府

中央政府の収入は、図表 4 0 のように、税収が大宗を占める。財産所得の受取は、利子が殆どであるが、最近は一時増加した。なお、資本移転による収入の変動は、図表の注にあるような特殊要因によるものである。





図表40 中央政府・収入の内訳の推移

- (注) 1. 2003 年度以降については、代行返上に伴う厚生年金基金(金融機関)から年金特別会計(旧厚生保険特別会計)(一般政府)への積立金の移管が資本移転(受取)(2003 年度約3.5 兆円、2004 年度約5.4 兆円、2005 年度約3.5 兆円、2006 年度約0.7 兆円、2007 年度約0.6 兆円、2008 年度約0.3 兆円、2009 年度約0.2 兆円)として計上されている。
- 3. 2006 年度については、「平成 18 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」に基づく財政融資資金特別会計(公的金融機関)から国債整理基金特別会計(一般政府)への繰入れが資本移転(受取)(12 兆円)として計上されている。
- 4. 2008 年度については、「特別会計に関する法律」及び「平成 20 年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律」に基づく財政投融資特別会計(公的金融機関)から国債整理基金特別会計(一般政府)及び一般会計(一般政府)への繰入れが資本移転(受取)(約 11.3 兆円)として計上されている。
- 5. 2009 年度については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律」に基づく財政投融資特別会計(公的金融機関)から一般会計(一般政府)への繰入れが資本移転(受取)(約7.3兆円)として計上されている。
- (出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

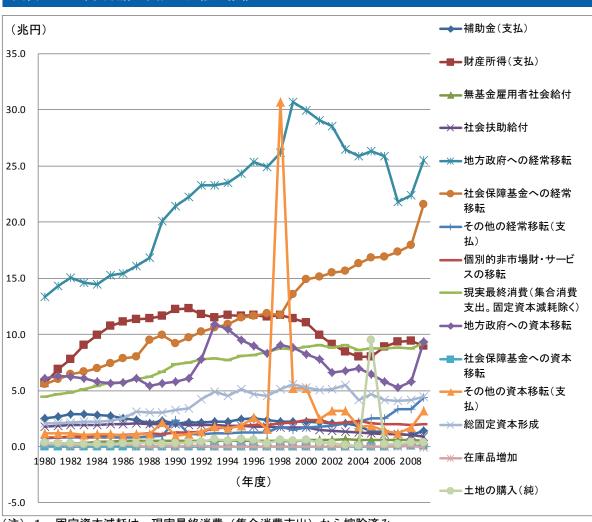
支出については、図表41のように、一番多いのが地方政府への経常移転であり、社会保障基金への経常移転がこれに次ぐ。地方への移転は2000年代以降リーマン・ショックまでは減少傾向にあった。一方、社会保障基金への移転は増加を続けている。

また、債務残高の累積を背景に、その利払いのための財産所得(支払)もかなりの額に上っている。しかしながら、金利低下により、支払額の増加は抑えられてきた。

中央政府が最終的な支出主体となる集合消費支出や総固定資本形成は比較的少なく、近年は横ばいである。

なお、1998年のその他の資本移転の急増などは、図表の注にある特殊要因によるものである。





図表41 中央政府・支出の内訳の推移

(注) 1. 固定資本減耗は、現実最終消費(集合消費支出)から控除済み。

- 2. 1998 年度については、日本国有鉄道清算事業団及び国有林野事業特別会計(いずれも非金融法人企業)から一般会計(一般政府)への債務承継が資本移転(支払)(約27兆円)として計上されている。
- 4. 2005 年度については、道路関係四公団(日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団。いずれも非金融法人企業)の民営化に伴う旧四公団から日本高速道路保有・債務返済機構(一般政府)への資産・負債の承継が土地の購入(純)(約9.3 兆円)等として計上されている。
- (出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

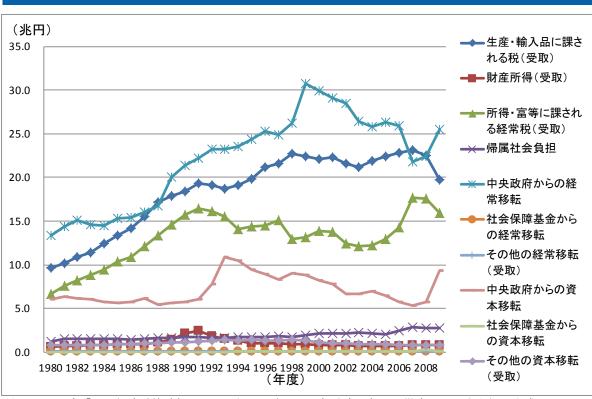
以上のように、中央政府は、税を主な収入として、他部門への移転や債務の利払いが支出の 多くを占め、全体調整的な色彩が強い。

② 地方政府

図表42の通り、地方政府の収入で一番多いのは、所得・富等に課される経常税と生産・輸入品に課される税からなる税収である。

これに次ぐのが中央政府からの移転(経常、資本)であるが、個別にみれば中央政府からの経常移転が一番大きなものとなっている。中央政府からの経常移転は2000年代、資本移転は1990年代から減少を続けていたが、リーマン・ショック時に再度上昇した。





図表42 地方政府・収入の内訳の推移

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

支出については、図表43のように、かつては総固定資本形成が一番多かったが、近年は低下している。

個別的非市場財・サービスの移転は総固定資本形成ほどではないものの減少を続けている。

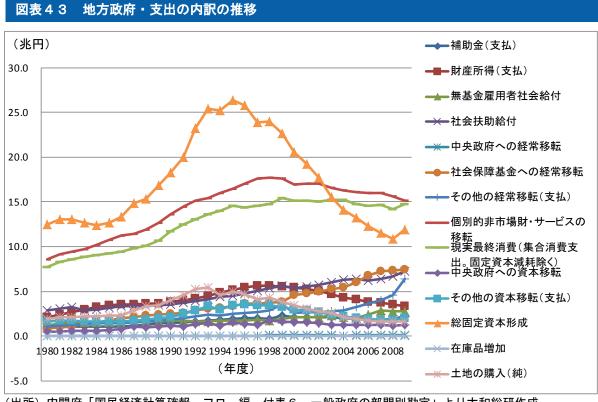
集合消費支出は横ばいとなっている。

社会保障基金への経常移転は増加している。

社会扶助給付も増加を続けている。

財産所得の支払は、最近は減少している。





(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

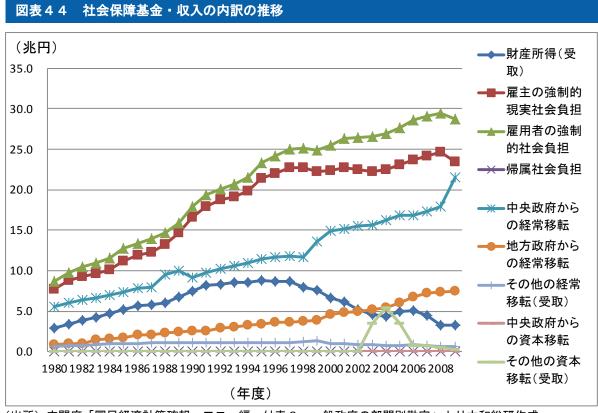
このように、地方政府は、税収に加えて中央政府からの移転収入を得ながら、社会保障以外の最終的な支出の主な主体となっているという特徴がある。

③ 社会保障基金

社会保障基金の収入は、強制的社会負担(雇用者と雇主による)が基本であるが、増加がスローダウンあるいは横ばい傾向にある中、中央政府と地方政府からの経常移転が急速な増加を続けている(図表44)。

一方、財産所得の受取は、金利低下によりかつての半分程度となっており、収入全体に占める比率も小さなものとなっている。

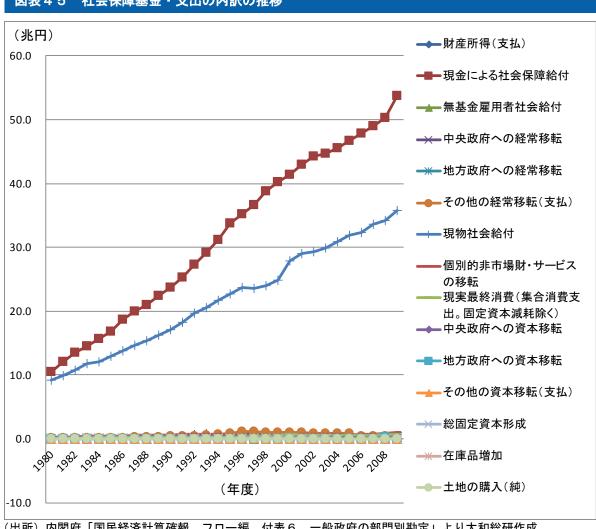




(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

支出は、年金関係等である現金による社会保障給付と、医療・介護関係である現物社会給付で殆どを占めるが、高齢人口の増加に伴い、急激な増加を続けている(図表45)。





図表 4 5 社会保障基金・支出の内訳の推移

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

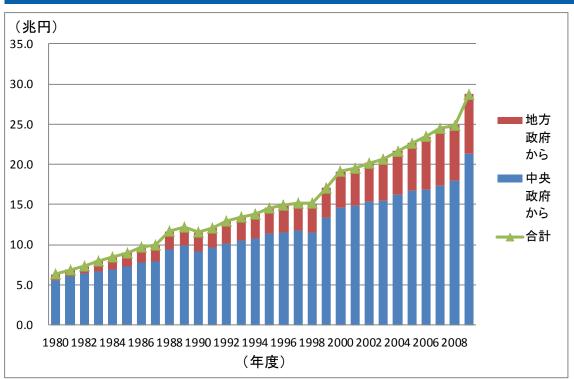
このように社会保障基金は、高齢者数の増加に伴い支出が増加する一方、基本的な収入であ る強制的社会負担がこれに追い付かず、中央政府や地方政府からの経常移転等により賄ってい る姿となっている。

(3) 部門間の移転

以上のように、一般政府内の部門間の移転はかなりの額となっているが、改めて、その移転 額の推移を見てみる。

まず、図表46のように、社会保障基金への純移転(受取から支払を引いたもの)は、中央 政府からのものが大宗を締め、地方政府からも一部ある。





図表46 社会保障基金への他政府部門からの純移転

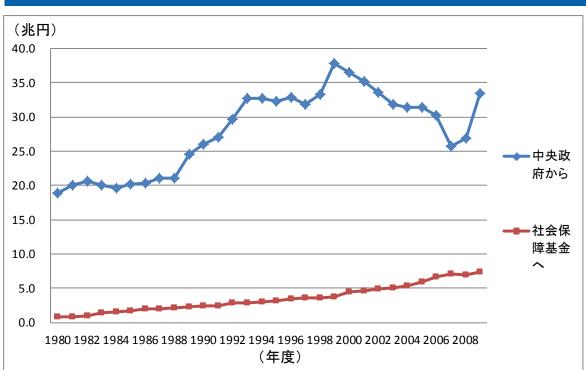
(注)経常移転と資本移転の受取から支払を引いた純受取額。

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

地方政府と他部門の間では、中央政府とは受取超過、社会保障基金とは支払超過の関係になっているが、中央政府からの純受取の方が大きい(図表 4 7)。なお、こうした中央政府から地方政府への移転は、個々の地方公共団体の財政力の格差が非常に大きく、財政力に応じた行政サービスや住民税負担としていてはそれらの格差が大きくなり過ぎ調整が必要なことなどを背景に行われている。

社会保障基金への支払は増加を続けている一方、中央政府からの受取は、2000 年代からリーマン・ショックまでは減少していた。





図表47 地方政府と他政府部門間の移転

(注)経常移転と資本移転の受取から支払を引いた純受取額。

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

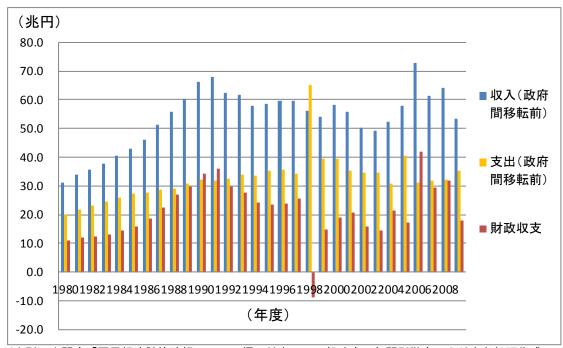
(4) 移転前の部門別収支

このように、部門間の移転がかなりの額に上ることから、移転が行われる前の各部門の収支を見たのが図表48から図表50である。

中央政府の財政赤字は、図表 480ように、大きな特殊要因(注 15)のあった 1998 年度を除けば、かなりの黒字となっている。2006 年度のように黒字幅が支出を上回った年度さえある。

¹⁵ 日本国有鉄道清算事業団及び国有林野事業特別会計 (いずれも非金融法人企業) から一般会計 (一般政府) への債務承継が資本移転 (支払) (約27兆円) として支出に計上された。

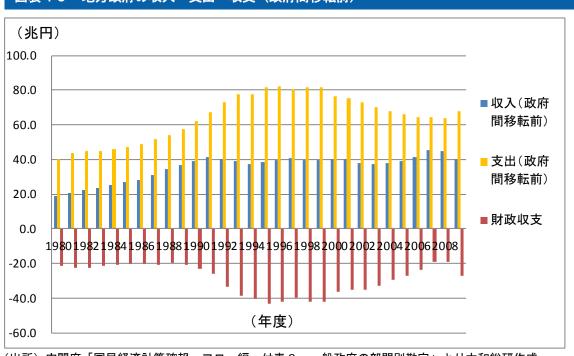




図表48 中央政府の収入・支出・収支(政府間移転前)

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

一方、地方政府は一貫して赤字となっており、1990年代半ば頃には、赤字幅は収入より大きなものであった(図表 49)。

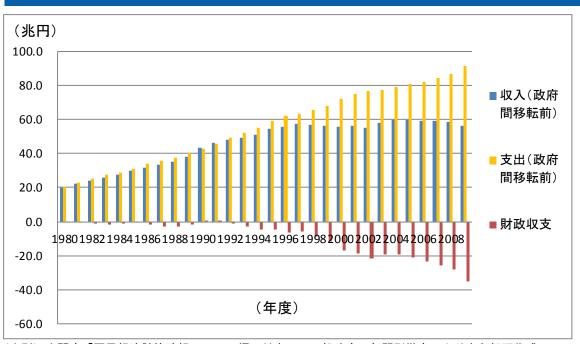


図表49 地方政府の収入・支出・収支(政府間移転前)

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成



社会保障基金は、1990 年代初めまではほぼ収支均衡していたが、それ以降、徐々に赤字幅が拡大している(図表50)。最近の赤字幅はかなり大きなものとなっている。



図表50 社会保障基金の収入・支出・収支(政府間移転前)

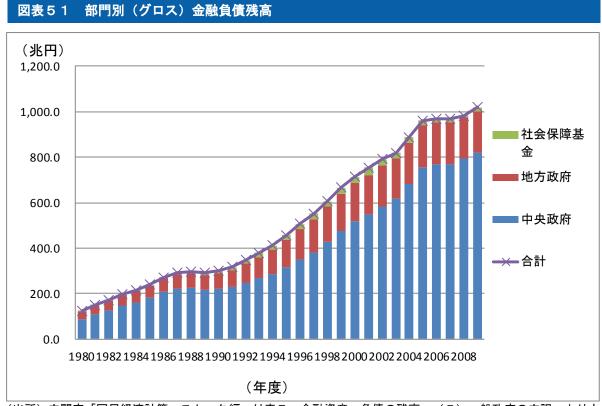
(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

(5) 部門別の債務残高

以上のような毎年度の財政収支の結果も反映した(資産残高を差し引かないグロスの)負債 残高を部門別にみたのが図表51である。

大部分は中央政府の債務残高であり、地方政府は少ないとともにそれほどの増加は見せていない。社会保障基金の負債残高は殆どない。





(出所) 内閣府「国民経済計算 ストック編 付表7 金融資産・負債の残高 (5) 一般政府の内訳」より大 和総研作成

一方、金融資産残高は、中央政府と社会保障基金が大きく、地方政府は小さなものとなっている(図表52)。



図表52 部門別金融資産残高 (兆円) 1,200.0 1,000.0 ■社会保 障基金 800.0 ■地方政 府 ■中央政 600.0 府 ★ 合計 400.0 200.0 0.0 198019821984198619881990199219941996199820002002200420062008(年度)

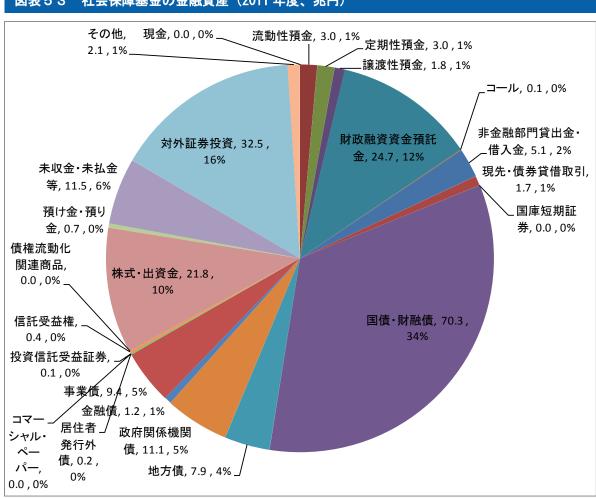
(出所) 内閣府「国民経済計算 ストック編 付表7 金融資産・負債の残高 (5)一般政府の内訳」より大

以上のグロスの債務残高から金融資産残高を差し引いたものがネットの債務残高である。既 に説明したように、自らへの債務と債権や、部門間の債権債務関係があるが、社会保障基金の 保有する資産残高は将来の社会保障支払のための財源であることから、ネットを算出すること は誤解等を招く面があると考えられるので示さない。

その社会保障基金が保有する資産の内訳を見たものが図表53である。国債・財融債で運用 されているものが34%と一番多い。地方債も4%ある。更に、財政融資資金預託が12%、政府 関係機関債が5%などと、一般政府や公的金融機関などのものが半分を超えている。



和総研作成



図表53 社会保障基金の金融資産(2011年度、兆円)

(出所) 内閣府「国民経済計算 ストック編 付表 7 金融資産・負債の残高 (5) 一般政府の内訳」より 大和総研作成

6. 将来のイメージ

以上は、もっぱら過去のデータの分析であったが、人口予測などを利用して、将来のイメージを以下描いてみる。本来は、経済部門も組み込んだ計量モデルを用いることが適切であるが、 モデルなしで簡単に大まかなイメージを描くことを試みる。

将来の財政を大きく左右するのは社会保障であるのは明白であるので、まずその基本的な収入、支出、収支から見る。

図表 5 4 の左側は既に見た図表 2 8 と 2000 年度までは全く同じである。2001 年度から 2011 年度の社会保障給付と強制的社会負担のデータは 2000 年基準ではなく 2005 年基準のデータを用い 2011 年度まで延長している。ただし、両基準が重なる 2001 年度から 2009 年度分については数字の違いは余りない(最大で 4 千億円程度)。さらに右側には、人口予測のグラフと、支出と収入のイメージを描いている。支出と収入のイメージで示される水準は全く厳密なものではなく、あくまで将来の姿を大まかに把握するためのものに過ぎないので留意されたい。

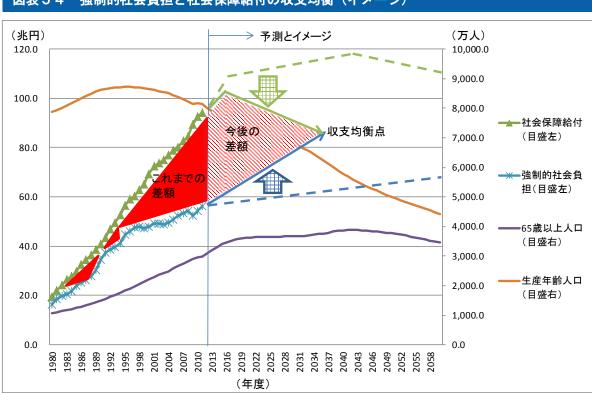
社会保障給付は、高齢者数にパラレルに動くと考えられるので、削減が行われない場合のイ



メージを緑色の点線で示している。65歳以上人口は、2016年度までは2%を超える増加を示すが、その後、増加率は急速に落ちていき、殆ど増加しなくなり、2043年度以降は減少に転ずる。 緑の点線の社会保障給付のイメージもこれに合わせて描いてある。

一方、基本的な収入である強制的社会負担については、これまで見たように、生産年齢人口の減少の影響も受けるが、経済情勢等によっては一人当たり社会負担額がこれを上回って、全体として収入が増加することも不可能ではない。いくつかのパターンは後で示すが、ここでは、収入が僅かずつ増えるパターンを青の点線で描いている。

以上の点線の基本的な支出と収入のパターンは、広がった「ワニの口」のような形状はそのままである。しかし、改革が行われ、支出は更に抑制、収入は更に増えると仮定して描いたイメージが実線部分である。いずれ、収入と支出が均衡し、強制的社会負担だけで社会保障給付が賄える点が現れるイメージを描いている。つまり、「ワニの口」が閉じるイメージである。



図表54 強制的社会負担と社会保障給付の収支均衡(イメージ)

(注) 1.「予測とイメージ」の部分の、社会保障給付、強制的社会負担、収支均衡点、今後の財政赤字等に関する金額や年はイメージであり、具体的な数値は固定的なものではない。

2. 社会保障給付や強制的社会負担のデータは、1980 年度から 2000 年度分は 2000 年基準、2001 年度から 2011 年度分までは 2005 年基準。

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 制度部門別所得支出勘定 一般政府」、総務省「人口推計」、 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計(全国、中位推計)」より大和総研作成

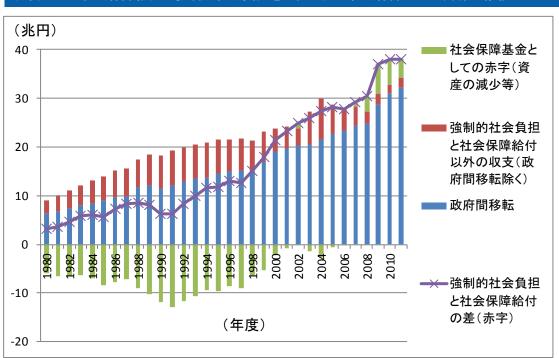
この社会保障給付と強制的社会負担の差額が、これまでどのように賄われてきたかを見たの が図表55である。



1980年代と1990年代においても国民健康保険への中央政府からの移転などが行われているとともに、金利も比較的高めであり財産所得も大きかったことなどから、これらを合わせた額は、強制的社会負担と社会保障給付の差額(赤字)を上回っており、社会保障基金としては黒字であった。この黒字が資産の増加をもたらしていた。

しかし 2000 年代に入り、社会保障給付と強制的社会負担の差額はますます大きくなり、政府間移転や財産所得などの合計と同水準に近づいた。このため、社会保障基金としての黒字も殆どなくなった。

更に 2008 年度以降は、差額の増大は続き、社会保障基金としても赤字になり、結果として資産が減少して赤字を補うようになっている。



図表55 社会保障給付が強制的社会負担を上回る分の社会保障基金の財源の推移

(注) 1. 社会保障基金としての赤字は、政府間移転や、財産所得等によってもカバーできなかった最終的な赤字であり、社会保障基金は債務を殆ど有しないことから、基本的に資産の減少を以って補わざるを得ないものである。

2. データは、1980 年度から 2000 年度分は 2000 年基準、2001 年度から 2011 年度分までは 2005 年基準。 (出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

以上は社会保障基金の側から財政赤字の姿を見たものであるが、政府が公表している経済財 政の中長期試算などでは、社会保障基金は表に出さずにこれと対になるもう一方の国と地方(中 央政府と地方政府)の側からの計数が示されている。

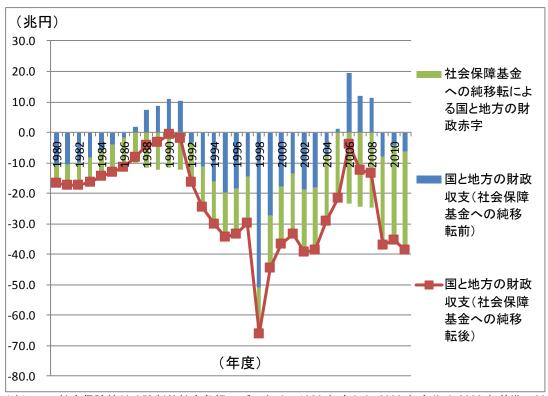
そこで、図表 5 6 は、国と地方を合わせた財政収支の推移を見たものである。赤い折線は、 社会保障基金への純移転を行った後の、国・地方の財政赤字である。これは、社会保障基金へ の純移転による赤字と、それ以外の要因による赤字(社会保障基金への純移転前の国と地方の



財政収支)に分解することができる(実際には、社会保障基金への純移転による赤字は、社会保障基金への純移転前の国と地方の財政収支から、純移転後のそれを差し引くことにより算出した)。

これを見ると 1990 年度頃には、社会保障基金への純移転による赤字を殆ど打ち消すほど他の要因による黒字が生じ、国・地方の財政収支がほぼ均衡した時期もあった。しかし、その後、1990 年代初めから 2000 年代初めにかけては、社会保障基金への純移転による赤字の継続に加えて、他の要因による収支も赤字となり、結果として大幅な国・地方の赤字が生じた。その後、2005 年頃には、他の要因による収支は一時的に黒字となり、国・地方の赤字も改善した。しかしながら、リーマン・ショック以降は、他の要因による収支も再び赤字となり、国・地方の赤字も再び大幅に拡大した。





図表56 国と地方の財政収支と内訳の推移

- (注) 1. 社会保障給付や強制的社会負担のデータは、1980 年度から 2000 年度分は 2000 年基準、2001 年度から 2011 年度分までは 2005 年基準。
- 2. 1998 年度については、日本国有鉄道清算事業団及び国有林野事業特別会計(いずれも非金融法人企業)から一般会計(一般政府)への債務承継が資本移転(支払)(約27兆円)として計上されている。
- 3. 2006 年度については、「平成 18 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」に基づく財政融資資金特別会計(公的金融機関)から国債整理基金特別会計(一般政府)への繰入れが資本移転(受取)(12 兆円)として計上されている。
- 4. 2008 年度については、「特別会計に関する法律」及び「平成 20 年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律」に基づく財政投融資特別会計(公的金融機関)から国債整理基金特別会計(一般政府)及び一般会計(一般政府)への繰入れが資本移転(受取)(約11.3 兆円)として計上されている。また、一般会計(一般政府)による日本高速道路保有・債務返済機構(公的金融機関)からの債務承継が資本移転(支払)(約2.9 兆円)として計上されている。
- 5. 2009 年度及び 2010 年度については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融 資特別会計からの繰入れの特例に関する法律」に基づく財政投融資特別会計(公的金融機関)から一般会計(一 般政府)への繰入れが資本移転(受取)(2009 年度約7.3 兆円、2010 年度約4.8 兆円)として計上されている。
- 6. 2011 年度については、「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」に基づく財政投融資特別会計(公的金融機関)から一般会計(一般政府)への繰入れ(約 1.1 兆円)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(公的非金融企業)から一般会計への国庫納付(約 1.2 兆円)及び高速道路保有・債務返済機構(公的金融機関)から一般会計への国庫納付(約 0.3 兆円)が資本移転(受取)として計上されている。

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表6 一般政府の部門別勘定」より大和総研作成

更に、政府の財政健全化の目標は、プライマリー・バランスを用い、特殊要因を除くことにより設定されている。具体的な目標は、国・地方のプライマリー・バランスについて、2015 年度までに2010 年度に比べ赤字の対 GDP 比の半減、2020 年度までに黒字化、その後の債務残高の対 GDP 比の安定的な引下げを目指す、というものである。

そこで、前出の図表56において、それぞれの収支に支払利子と受取利子の差額を加えてプ



ライマリー・バランスとするとともに、注2から注6までを特殊要因として控除したものが、 図表57である。加えて、上記政府目標も図示しているが、この目標による赤字額を計算する ために2013年度以降、名目GDPは各年度3%成長すると仮定したものを図示している。また、 2011年度の特殊要因の控除において、政府の計数では、上記以外の要因も考慮されている可能 性があり、この図表にあるものより1兆円程度赤字幅が少ない。

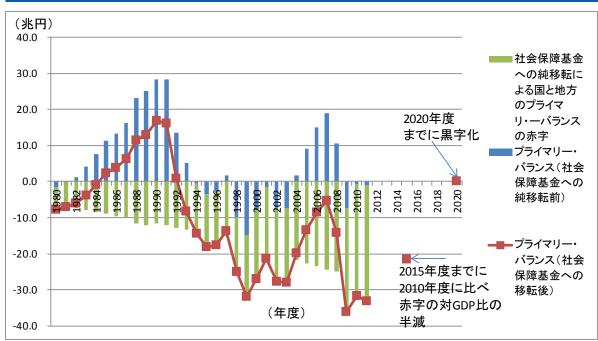
これを見ると、単なる財政収支に比べると、社会保障以外の部分のプライマリー・バランス (社会保障基金への純移転前のプライマリー・バランス) は、1990 年代初め頃まで、また、2000 年代半ばには黒字であった。また、社会保障基金への純移転後のプライマリー・バランスも黒字、または赤字幅が小さくなっていた。

しかしながら、最近は、社会保障以外の部分のプライマリー・バランスの黒字もほぼなくなる一方、社会保障基金への純移転によるプライマリー・バランスの赤字は基本的に拡大を続け、 結果として国・地方のプライマリー・バランスも大幅な赤字となっている。

2010 年度のプライマリー・バランスの名目 GDP 比を 2015 年度までに半減するという政府目標 自体が、名目 GDP に左右される。名目 GDP が 2013 年度以降、毎年 3%ずつ成長すれば、2015 年度のプライマリー・バランス目標は 21.5 兆円程度の赤字となるが、0%成長なら 19.7 兆円程度 の赤字となり、それだけでハードルは高くなる。2011 年度における国・地方のプライマリー・バランスは 33 兆円程度であるから、3%成長なら 11 兆円程度、0%成長なら 13 兆円強の削減が 必要である。一方、既に述べたように、消費税率が 5%の場合の税収は 13 兆円弱程度であるから、消費税率の 5%引上げだけで目標の達成できるかは微妙であり、そもそも目標自体も GDP 成長率に直接左右される。

一方、2020 年度に黒字化との目標は、名目 GDP に左右されない。2011 年度の赤字は 33 兆円程度である。既に見たように、当面は社会保障給付と社会負担の差額は拡大する一方であり、このままでは消費税率が 5%引き上げられたとしても、プライマリー・バランスを黒字にするという目標の達成は絶望的と言ってもよかろう。





図表57 国と地方のプライマリー・バランスと内訳(特殊要因除く)

- (注) 1. 社会保障給付や強制的社会負担のデータは、1980 年度から 2000 年度分は 2000 年基準、2001 年度から 2011 年度分までは 2005 年基準。
- 2. 直前の図表56の注2から注6に掲げた事項については、特殊要因として除外している。
- 3.「2015 年度までに 2010 年度に比べ赤字の対 GDP 比の半減」は、2013 年度以降、名目 GDP は各年度 3 %成長すると仮定して記入したもの。

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 付表 6 一般政府の部門別勘定」、「四半期別別 GDP 速報」より 大和総研作成

では、図表 5 4 で見たような、社会保障給付を強制的社会負担だけで賄う収支均衡点に到達することは不可能なのであろうか。つまり、広がった「ワニの口」が閉じることはあるのだろうか。もちろん、必ずしも強制的社会負担で全てを賄う必要はなく、税で部分的に賄い続けても良いわけであるが、債務は増大する一方であり税によるその償還や利払いも多大となるため、最終的には強制的社会負担だけで賄えるのか否かをイメージしてみることも役に立つと思われる。そこで、一定の仮定を設けて収支計算を行ってみる。

既に見たように、社会負担総額は、一人当たりの負担額に相当程度左右される。そこで、生産年齢人口一人当たり社会負担額が、今後、1%、2%、3%の増加を続けると仮定したそれぞれの場合に収支均衡点をどの時点で迎えるかを極めてラフに計算してみる。なお、1%から3%という伸び率は一人当たりであり、生産年齢人口一人当たり給与・俸給がこれ以上のペースで伸びたことは最近でもあるので、基本的には実現できる可能性が高く、決して実現不可能な数字ではない。なお、支出については、例えば、2019年度以降(65歳以上人口の増加率が2019年度に1%を切ることなどから)100兆円に抑えられ、2010年度からそれまでは直線的に増加すると仮定する。いずれにしても、65歳以上人口もいずれは低下し始め、給付総額は減少する時期がやってくる。

その結果は、図表58のように、一人当たり負担額が1%ずつ増加するに過ぎない場合には、



収支均衡点が人口予測期間の間にはやってこない。これは、生産年齢人口が、将来は基本的には 1%を超えるスピードで減少することから当然の結果である。

2%の場合には均衡点を迎えることができ、2041年度である。ただし、2012年度からその均衡点までに、社会保障給付が強制的社会負担を上回る分の総計(累積赤字額と呼ぶことにする。以下同様。)は約660兆円上乗せされる。もちろん、消費税などを財源とする国・地方からの移転等によって累積赤字額が相殺されるので、一般政府全体として債務がこれほど増えるわけではない。

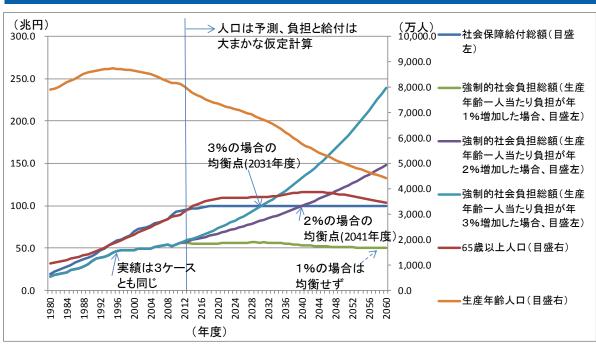
3%の場合にはもっと早く、均衡点は2031年度に迎える。2011年度から均衡点までの累積赤字額は約430兆円と上乗せは少なくなる。国・地方からの移転等によって相殺される分があることは上と同様である。

もちろん、以上は極めてラフなスケッチであり、簡単に将来のイメージを描くことを意図したもので、決して予測ではない。

また、社会保障に限って、強制的社会負担のみによる収入と社会保障給付が均衡点を迎えられるかのイメージを描いたものであり、消費税などを財源とする国・地方からの移転等の収入は全く考慮していない。一方、累積する債務残高のための利払い費も考慮しておらず、財政全体ではこの点も考慮することは不可欠である。

いずれにせよ、賃金・俸給が増加し、強制的社会負担額がある程度以上の率で増加すれば、 生産年齢人口が減少したとしても、いずれは、社会保障給付を基本的に強制的社会負担で賄う ことは不可能ではない。





図表58 社会保障の給付・負担総額の均衡点の大まかな仮定計算例

(注) 1. 社会保障給付総額は、2019 年度以降 100 兆円に抑えられ、2010 年度以降それまでは直線的に増加すると仮定。

- 2. 生産年齢人ロー人当たりの強制的社会負担額がそれぞれ、1%、2%、3%増加したとした場合に負担総額を大まかに計算。
- 3. 社会保障給付や強制的社会負担のデータは、1980 年度から 2000 年度分は 2000 年基準、2001 年度から 2011 年度分までは 2005 年基準。

(出所) 内閣府「国民経済計算確報 フロー編 制度部門別所得支出勘定 一般政府」、総務省「人口推計」、 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計(全国、中位推計)」より大和総研作成

7. おわりに

以上、SNA統計により財政の分析を試みてきたが、全体の姿を整合的に捉えることが可能であり、それなりに有用であると思われる。

SNA統計が財政の分析に一層活用されるためには、何よりも迅速化と詳細化が求められる。

迅速化については、数多い地方公共団体を含め、推計の基礎となる決算の公表まで非常に時間がかかることが大きな制約となる。しかし予算や地方財政計画などの情報は現在でも存在するので、これを如何に活用するかという統計利用者側の課題でもあるかもしれない。特に、国の予算書では、経済性質別分類コードも付いた電子媒体がインターネットで提供されているので迅速な分析が可能である。

詳細化については、現在公表されている統計の更なる内訳の統計的安定性の確認等ができた ところで、できるだけ詳細に公表されれば非常に有用であろう。



(参考図表)

図表59 国の決算書における経済性質別分類

コード番号	費目
10	経常支出
11	
12	
13	生産・輸入品に課される税
14	現物社会給付等
15	無基金雇用者社会給付
20	資本形成
30	会計間重複
40	経常補助金
50	現金による社会保障給付
60	社会扶助給付
<u> 70</u>	その <u>他</u> の経常移転
<u>7</u> 1	<u>他に分類されない国内経常移転</u>
7 <u>2</u>	経 <u>常国際協力</u>
73	経常国際協力以外の海外移転
80	<u>対地方政府移転</u>
<u>8</u> 1	_ <u>経常支</u> 出
82	<u>資本</u> 形 <u>成</u>
83	現金による社会保障給付
<u>8</u> 4	_ <u>社会扶助給</u> 付
8 <u>5</u>	経 <u>常補助</u> 金
86	その他
90	<u>その他</u>
<u>9</u> 1	_ <u>財産所</u> 得支払
<u> </u>	資 <u>本</u> 移 <u>転</u>
<u>9</u> 3	_ <u>公務員</u> 宿 <u>舎施設</u> 費
94	_ <u>土地無</u> 形 <u>資</u> 産購入
95	その他

⁽注) 予算書においても、同様のコード番号が用いられている。



⁽出所) 財務省「各年度決算参照 (参考) コード番号について」より大和総研作成

図表60 SNAで見た財政における収入と支出の内訳・意味(その1)

1. 収入	関係				
	(生産・輸入品に課される税とは、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられる租税で、②税法上損金算入を認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるもの、である。これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で以下の所得・富等に課される経常税と区別される。なお、生産・輸入品に課される税は生産者の付加価値の一部になると同時に、一般政府においては、経常移転の受取として所得支出勘定・第1次所得の配分勘定に計上される。)				
	勘定に言	† <u>上される。</u> 	一般会計	消費税、関税、酒税、たばこ税、揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、自動車重量税の1/2、とん税、印紙収入、地価税	
		国税	特別会計	地方揮発油税、たばこ特別税、石油ガス税(譲与分)、航空機燃料税(譲与分)、自動車重量税1/2(譲与分)、特別とん税、電源開発促進税、地方法人特別税、揮発油税(譲与分)	
生産・ 輸入品		税以外	公納付金	日本中央競馬会納付金、預金保険機構納付金、環境再生保全機構賦課金収入、エ ネルギー対策特別会計納付金収入	
に課さ れる税		都道府県	その他 普通税	旧税(その他) 地方消費税、事業税、不動産取得税、固定資産税(特例分)、自動車取得税の1/2、 軽油引取税、自動車税の1/2、鉱区税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、道府県	
		税	目的税 旧法による税	法定外普通税 道府県法定外目的税 旧法による税	
	地方	市町村税	普通税 目的税	固定資産税、軽自動車税の1/2、鉱産税、特別土地保有税、市町村たばこ税、市町村法定外普通税 都市計画税、事業所税、入湯税、水利地益税、市町村法定外目的税	
		税以外	旧法による税 交付金 その他	旧法による税 交付金 収益事業収入、発電水利使用料	
	び無形賞	資産(著作権	があり、受取は	収入、支出は支払で、以下の支出では説明を省略する。財産所得とは、カネ、土地及 な賞借した場合、この貸借を原因として発生する所得の移転である。もちろん、一般	
	利子	I			
	法人企 業の分 配所得	純法人企	業所得からの	株式・出資金配当など 公的純法人所得引出し	
財産所 得(受 取)	保険契約者に帰属する財産所得			「生命保険準備金及び年金基金に関する家計の純持分(責任準備金)」と、「保険料の前払いに対する準備金(未経過保険料)及び未払い保険金に対する準備金(支払準備金)」を合わせて保険技術準備金というが、保険契約者に帰属する財産所得とは、保険技術準備金の投資により得られる所得のことであり、これは93SNAにおいては、保険契約者に帰属することから保険契約者の受取として記録し、追加保険料として再び保険会社に全額支払われるように取り扱う。	
	賃貸料			賃貸料は、土地の純賃貸料及び特許権、著作権等の使用料からなる。 土地の賃貸は、建物や機械のそれとは異なり、所有者の生産活動とみなされない。 賃貸された土地は、生産面ではあたかも使用者が所有しているかのように取り扱われ、土地の所有に伴う税金、維持費等の経費は使用者が生産活動を行うためのコストの一部(生産・輸入品に課される税、中間投入)として計上され、また純賃貸料(=総賃貸料一税金等諸経費)は使用者の営業余剰・混合所得に含まれる。他方、所得支出勘定において、使用者から所有者に上述の純賃貸料が財産所得(賃貸料)の受払として計上される。 特許権等の使用料についても同様に取り扱われる。 なお、構築物(住宅を含む)、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。	
所得•	(①労働の提供や財産の貸与、資本利得など様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課される利税、及び②消費主体としての家計が保有する資産に課される租税、をいう。なお、所得・富等に課される経常税と生産輸入品に課される税の区別は、それが所得から支払われるか、生産コストの一部とみなされるかによって区別される。したがって、自動車税のような租税は、生産者が支払う場合には生産コストを構成するものとして生産・輸入品に課さる税とみなされるが、家計が支払う場合には生産活動との結びつきがないため所得・富等に課される経常税に分類される。なお、相続税、贈与税は、以下の「資本移転」で「資本税」として記録される。)				
富等に課され		中央政府		所得税、法人税、日本銀行納付金等	
る経常		地方政府		道府県民税・市町村民税(所得割、法人割、利子割・配当割・株式等譲渡所得割)	
税	中央政府 その他の経常税			自動車重量税の1/2 道府県民税・市町村民税(法人均等割、個人均等割)、狩猟税、自動車税の1/2、自動車取得税の1/2、軽自動車税の1/2(自動車重量税、自動車税、自動車取得税及び軽自動車税については、家計負担分は「所得・富等に課される経常税」、家計以外の負担分は「生産・輸入品に課される税」となるが、家計負担分とそれ以外の比率の詳細が明らかでないため、便宜的に等分されている。)	
/···) 内閉府「推計手法解説書(ケ次推計編) 亚成 17 年其進版」等とり大和総研作成				



図表61 SNAで見た財政における収入と支出の内訳・意味(その2)

	現実社 会負担	強制的社 会負担	(社会保険給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う社会負担のうち法律等により強制的に支払われるものを指す。わが国においては、社会保険制度にあたる社会保障基金及び年金基金のうち、民間基金である年金基金に対しては強制的な負担は生じないため、強制的社会負担は、一般政府(社会保障基金)へのみ発生することとなる。) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)のほか、組合管掌健康保険、共済組			
			雇主の強制 的現実社会 負担	全国健康保険協会(旧政府官事健康保険)のはが、組合官事健康保険、共済組合、児童手当及び子ども手当制度等の社会保障基金に対する雇主の負担金。組合管掌健康保険における調整保険料、雇用保険料(雇用安定事業、能力開発事業のいわゆる雇用保険二事業分(18 年度以前は雇用福祉事業を含む三事業分)も含む。)も含まれる。 雇主から社会保障基金に直接支払われる分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が社会保障基金に対して支払ったものとする。		
			雇用者の強 制的社会負 担	対象は雇主によるものと同様。雇用者がその雇用者報酬の中から社会保障基金に対して支払うもの。		
社会負		社会負 担]		度に対して行う社会負担のうち、民間基金(部門としては金融機関)である年金基金へ 者が自発的に行う負担。したがって、一般政府に対する支払とはならない。)		
担			[雇主の自発 的現実社会 負担]	厚生年金基金のほか、勤労者退職金共済機構、適格退職年金制度等の年金基金に対する雇主の負担金。雇主から年金基金に直接支払われるが、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が年金基金に対して支払ったものとする。		
			[雇用者の自 発的社会負 担]	対象となる民間基金は雇主によるものと同様。雇用者がその雇用者報酬の中から年金基金に対して支払うもの。		
		(社会負担のうち雇主が特別の準備を創設することなく無基金で行う負担である。その性質上全額雇主負担となる。一般政府においては、それが雇用する公務員等向けが負担対象となる。なお、以下の支出の項にあるように、帰属社会負担は無基金雇用者社会給付と同額である。一方、帰属社会負担は退職一時金と無基金雇用者社会負担の合計であり、同じ「無基金雇用者社会」で始まるものであっても、「給付」と「負担」では範囲や額が異なるので注意が必要である。)				
		退職一時金		退職一時金支給に要した雇主の費用である。退職給付引当金は含めず、実際の支給時における支給額を記録。		
		無基金雇用者社会負担		公務員に対する公務災害補償、労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による 労働者災害補償責任保険、労災保険への上積給付など社会保障基金以外のものへ の雇主の負担である。この他に、財形貯蓄制度に対する奨励金・給付金、団体生命 保険等の保険料などの雇主の負担分も含まれる。		
その他の				(「受取」と「支払」があり、受取は収入、支払は支出で、説明は以下の支出参照。)		
資本移	云			(「受取」と「支払」があり、受取は収入、支払は支出で、説明は以下の支出参照。)		
2. 支出	即北					
2. 又出	判1术			国民経済計算上の補助金とは、①企業に対して支払われるものであること、②企業		
補助金				国民経済計算上の補助金とは、①企業に対して支払われるものであること、②企業の経常費用を賄うために交付されるものであること、③財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、の三つの条件を満たす経常交付金である。一方、対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は補助金ではなく、政府による他の種類の経常移転(他に分類されない経常移転)として扱われる。また、投資、あるいは資本資産、運転資産の損失補填のために産業に対して行われる移転は、補助金ではなく資本移転に分類される。		
財産所行				(「受取」と「支払」があり、受取は収入、支払は支出で、説明は上記の収入参照。)		



図表62 SNAで見た財政における収入と支出の内訳・意味(その3)

				るいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じる二一ズに対 トロランス (できる)	
	現会以社付 社転の給	<u>- どなることを息図して家訂</u> 現金による社会保障給 付		一般政府のひとつである社会保障基金により家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。 主なものに、老齢年金、失業給付、児童手当及び子ども手当等がある。ここには、健 康保険による医療・介護の保険給付分など直接家計に現金で支払われない現物は	
		[年金基金による社会給 付]		含まれない。 年金基金から支払われた給付。年金基金は(民間)金融機関であるので、一般政府 の給付とはならない。	
		無基金雇用者社会給付		退職金等の無基金による給付額である。「雇用者報酬・雇主の帰属社会負担」と同額を給付額とする。社会保障基金、金融機関(年金基金)などの外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源泉から雇用者に支払う福祉的な給付である。これは特定の基金はなくとも雇主が支払う義務を負っているものと考えられる。 一般政府からの給付は、その雇用する公務員等に対して行われる。この給付は、所得支出勘定の「所得の第2次分配勘定」において、企業等の支払や家計の受取に計上される。ただし、家計の「第1次所得の配分勘定」の雇用者報酬(受取)にも、この支払分が雇主の帰属社会負担として含まれていることから、二重計算を避けるため、家計の「所得の第2次分配勘定」において、同額を帰属社会負担として計上し、家計から企業等への移転に扱うという帰属計算を行っている。	
社会給付		社会扶助給付		一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保護費、交付国債(戦没者遺族等に対する弔慰金、給付金等の金銭の支給に代えて交付されるもの)、原爆医療費、遺族等年金などがある。対家計民間非営利団体分としては奨学金や医療サービスのほか家計に対するすべての経常的移転支出が含まれる。なお、概念上、社会扶助にも現物社会移転はあるものと想定されるが、基礎資料の制約からすべてを現金による給付に含めることとされている。	
15		(一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に対し、現物による財貨またはサービスの形で提供されるもの。一般政府、対家計民間非営利団体の最終消費支出(個別消費支出)として記録されるとともに、現実最終消費概念の下で現物社会移転として家計の現実最終消費としても記録される。一般政府からの移転としては医療に対する政府の支出分等がある。対家計民間非営利団体については慣行上、集合消費支出は存在せず、すべて個別消費支出に類別される。「個別消費支出」は、医療保険及び介護保険によるもののうち社会保障基金からの給付分である「現物社会給付」、及び教育、保健衛生などの個別的サービス活動に要する消費支出である「個別的非市場財・サービスの移転」の和となっており、「現物社会移転」の額と等しい。)			
			現物社会給付	の家計への医療保険給付分及び介護保険給付分。社会保障給付とされるのは、このと、上記の現金による社会保障給付。)	
		給付		高額医療や出産給付金などのように、社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う 形のもの。 通常の医療保険給付などのように、関連するサービスを直接受給者(家計)に支給す る形のもの。	
		個別的非市場財・サー ビスの移転		家計に対して、無料または経済的に意味のない価格で、一般政府または対家計民間非営利団体といった非市場生産者が行う財・サービスの提供をいう。具体的には、一般政府から家計に移転される(一般政府から家計向けサービスの費用として支出される)児童保護費等負担金(公立保育園分)、公立学校教育関連費や、対家計民間非営利団体から家計に移転される(対家計民間非営利団体が、サービスの費用の一部もしくは全額を家計に負担させず、補助金や寄付金などの収入により賄って行うサービス)私立保育園の経営費、美術館や動物園の運営費などが含まれる。なお、この移転のうち、一般政府から家計への移転額は一般政府の個別消費支出に計上される。また対家計民間非営利団体から家計への移転額は、対家計民間非営利団体最終消費支出に等しい。	



図表63 SNAで見た財政における収入と支出の内訳・意味(その4)

	(「受取」と「支払」があり、受取は収入、支払は支出で、上記の収入では説明を省略した。その他の経常移転とは、所得の第2次分配勘定で扱う経常移転のうち、「所得・富等に課される経常税」、「社会負担」及び「現物社会移転以外の社会給付」を除く居住者制度単位間、または居住者と非居住者との間のすべての経常移転からなる。)				
	芸術付」を除く居住者制度単位制ま生命保険取引		非生命保険取引は、非生命保険金、非生命純保険料として所得の第2次分配勘定に計上される。なお、定義上、非生命保険金および非生命純保険料の一国合計は等しい。		
		(一般政府の内訳部門で	ある中央政府、地方政府及び社会保障基金相互間の経常的移転である。)		
	一般政	中央政府から地方政府	地方交付税交付金、地方譲与税譲与金等。ただし、総固定資本形成に用いられる資金を移転する場合は資本移転。		
	府内の 経常移	中央政府から社会保障 基金	年金特別会計への繰入等		
その他	料工	地方政府から中央政府	補助費等(国に対するもの)		
の経常		その他			
移転 (支払)	経常国際協力		経常国際協力は、異なる政府間、あるいは政府と国際機関との間における現金または現物による経常移転からなる。食料・衣料・医療品等の消費財及びこれに関連する経常的な費用などの無償援助や、国際連合等の国際機関に対する分担金・拠出金などが含まれる。 なお、例えば道路建設資金の無償援助のような、資本形成を目的とした移転は経常国際協力には含まれない。そのような移転は資本移転として取り扱われる。		
	他に分 類され ない経	その他の経常移転	その他の経常移転には寄付金、負担金、家計間の仕送・贈与金等、他で表章さない あらゆる経常移転取引が含まれる。特に、一般政府から対家計民間非営利団体や 家計への経常交付金は、補助金ではなく、その他の経常移転として扱われる。例え ば、私立大学、農家等への経常交付金など。		
	常移転	罰金	全ての制度単位が一般政府に対して支払う罰金と科料である。具体的には、中央政府の過料、没収金、延滞金などの科目、地方政府の延滞金、加算金及び科料等が該当する。		
資本移転(支払)			(「受取」と「支払」があり、受取は収入、支払は支出で、上記の支出では説明を省略した。) 反対給付を伴わない移転のうち、受取側の総資本形成やその他の資本蓄積あるいは長期的な支出の資金源泉となり、支払側の資産または貯蓄から賄われる移転である。経常移転と対比される。資本移転は当事者の投資や資産に影響を及ぼすが、消費には資産額やその構成の変化を通じて間接的な影響を及ぼすにとどまる。 政府の民間企業に対する資本補助金(例えば、私鉄の新線建設費に対する補助) や相続税、贈与税などがこれに該当する。なお、相続税、贈与税は「資本税」として記録される。 政府間では、総固定資本形成のための中央政府から地方政府への補助金なども該当する。		
集合消費支出			外交、防衛、警察等の社会全体に対するサービス活動に要する消費支出。 一般政府の最終消費支出は、この集合消費支出と上記の現物社会移転(個別消費支出)がある。		
固定資本減耗			建物、構築物、設備、機械等再生産可能な固定資産(有形固定資産、無形固定資産)について、通常の使用に基づく摩損及び損傷(減価償却)に加え、予見される火災、風水害、事故等に伴う滅失(資本偶発損)を評価した額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。 国民経済計算では、政府と対家計民間非営利団体を生産者として格付けしているため、これらの固定資産についても固定資本減耗が計上されている。 固定資本減耗は、全て時価(再調達価格)ベースで推計される。		



図表64 SNAで見た財政における収入と支出の内訳・意味(その5)

総固定資本形成				新規に購入した有形または無形の資産(中古品やスクラップ、土地等の純販売額は控除。マージン、移転経費は含む)であり、以下のものが該当する。 ①有形固定資産 住宅、住宅以外の建物及び構築物、輸送用機械、機械設備、育成資産(種畜、乳牛、果樹、農園等)。民間転用が可能な防衛関係設備等も含む。 ②無形固定資産 鉱物探査、コンピュータ・ソフトウェア(生産者が1年を超えて使用するソフトウェア(受注型ソフトウェア、パッケージ型ソフトウェアおよび自社開発ソフトウェア等))、プラント・エンジニアリング。 ③有形非生産資産の改良 土地の造成・改良、鉱山・農地等の開発、拡張等。なお、建物、道路、ダム、港湾等建設物の仕掛工事は、建設発注者の総固定資本形成に含まれるが、重機械器具の仕掛工事は、その財貨生産者の在庫品増加に分類される。なお、「公的固定資本形成」には、一般政府だけでなく、JT、NTT、JR関連など公的企業の行う固定資本形成も含まれるので留意が必要。
在庫品均	曽加			一般政府の在庫品増加は、国の原油備蓄等の増減。また、「公的在庫品増加」には、固定資本形成と同様、一般政府だけでなく、公的企業が行うものも含まれるので留意が必要。
土地の購入(純)			土地の購入(純)は、土地取引(売買)の収支尻であり、制度部門別資本調達勘定の実物取引表に表章される。 ただし、土地取引に要した移転コスト(仲介者手数料、登記料等)は、固定資本形成として記録され、土地取引には含まれない。また、土地の開発、改良のための支出も、有形非生産資産の改良として固定資本形成に計上され、土地取引には含まれない。	
- 111 -1	· - \ -			
3. 備考	(雇主の	社会負担に	は、一旦家計部	門における雇用者報酬の中に計上されるものであるが、その内訳は以下の通り。)
		現金給与		法人企業の役員や議員等以外の雇用者に対する給与手当。一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与など。所得税や社会保険料の雇用者負担等控除前。
	賃金•	役員給与		常勤、非常勤を問わず法人企業の役員に対して支払われる給与手当。役員賞与に ついては配当として扱うため含まれない。
1	貝並・ 俸給	議員歳費等		国会議員の歳費及び地方議会議員の報酬。地方公共団体の委員手当も含まれる。
	1举枯	現物給与		自社製品など通貨以外による給与の支払のほか、食事、通勤定期券、消費物資の 廉価販売等に要した費用。雇用者の自己負担分があればこれを除く。
雇用者		給与住宅差額家賃		社宅及び公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃で入居している場合において は、その差額を現物給与として扱い、雇用者報酬に含める。
報酬	雇主の 社会負 担	雇主の現 実社会負 担	雇主の強制 的現実社会 負担 雇主の自発	(再掲)
			度王の日光 的現実社会 負担	(再掲)
	_	雇主の帰	退職一時金	(再掲)
			無基金雇用	(百埕)

